

P	節項	修正後	修正前	修正理由
伊勢市地域防災計画 本編				
目次				
一	第3編第9章	第2節 市民生活の復興	2節 市民生活の復興	
第1編 総則				
第1章 計画の考え方				
2	第2節 基本方針	3 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた対策 本計画では、令和6年能登半島地震で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。 ・未耐震木造住宅の耐震化促進 ・観光客等帰宅困難者対策の取り組み強化 ・ <u>衛星インターネット通信機器の整備</u>	3 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた対策 本計画では、令和6年能登半島地震で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。 ・未耐震木造住宅の耐震化促進 ・観光客等帰宅困難者対策の取り組み強化	「南海トラフの地震活動の長期評価」改訂
3	第2節 基本方針	4 南海トラフを震源域とする大規模地震発生を想定した対策 国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、伊勢市を襲う災害として、南海トラフを震源とする大規模地震発生の可能性が指摘されており、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は、 <u>60%～90%程度以上</u> とされています。	4 南海トラフを震源域とする大規模地震発生を想定した対策 国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、伊勢市を襲う災害として、南海トラフを震源とする大規模地震発生の可能性が指摘されており、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は、80%程度とされています。	「南海トラフの地震活動の長期評価」改訂
第2章 被害想定				
9	第1節 市の概要	③ 河川 伊勢市を流れる河川は、東の五十鈴川、西の宮川、外城田川、中央の勢田川に代表されます。 一級河川の宮川は、日出ヶ岳から大杉溪谷を経て諸支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し伊勢湾に達する、県下最大の河川となっています。宮川支川の五十鈴川は、八柵宜山に源を發し皇大神宮（内宮）を経て河口付近で勢田川及び大湊川と合流して伊勢湾に注いでいます。 宮川支川の勢田川は、鼓ヶ岳から、市街地の中心部を南から北に貫流して五十鈴川河口に流入します。勢田川は市街地の中心を流れており、地盤が低いために <u>排水</u> の大半が流入しています。	③ 河川 伊勢市を流れる河川は、東の五十鈴川、西の宮川、外城田川、中央の勢田川に代表されます。 一級河川の宮川は、日出ヶ岳から大杉溪谷を経て諸支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し伊勢湾に達する、県下最大の河川となっています。宮川支川の五十鈴川は、八柵宜山に源を發し皇大神宮（内宮）を経て河口付近で勢田川及び大湊川と合流して伊勢湾に注いでいます。 宮川支川の勢田川は、鼓ヶ岳から、市街地の中心部を南から北に貫流して五十鈴川河口に流入します。勢田川は市街地の中心を流れており、地盤が低いために <u>生活排水</u> の大半が流入しています。	
12	第2節 被害想定	① 台風・洪水・ <u>高潮</u> 平成16年9月の台風第21号では、記録的な雨量を観測し、大台町（旧宮川村）において、土砂災害により7人の死者・行方不明が発生しました。旧伊勢市では床上浸水207件、床下浸水107件の被害が発生し 救助法 の適用を受けています。 平成29年台風第21号では、アメダス小俣観測所で最大48時間降水量が539.0mm（これまでの最高値400mm（平成12年9月12日）の1.35倍）となり、観測史上最高値を更新する大雨となった。市内では、死者1名、床上浸水409件、床下浸水670件、店舗、倉庫等の浸水773件（平成30年3月31日時点）の被害が発生し 救助法、被災者生活再建支援法 の適用を受けています。 また、宮川は、多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、熊野灘から吹く季節風	① 台風・洪水 平成16年9月の台風第21号では、記録的な雨量を観測し、大台町（旧宮川村）において、土砂災害により7人の死者・行方不明が発生しました。旧伊勢市では床上浸水207件、床下浸水107件の被害が発生し 救助法 の適用を受けています。 平成29年台風第21号では、アメダス小俣観測所で最大48時間降水量が539.0mm（これまでの最高値400mm（平成12年9月12日）の1.35倍）となり、観測史上最高値を更新する大雨となった。市内では、死者1名、床上浸水409件、床下浸水670件、店舗、倉庫等の浸水773件（平成30年3月31日時点）の被害が発生し 救助法、被災者生活再建支援法 の適用を受けています。 また、宮川は、多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、熊野灘から吹く季節風	高潮に関する内容の追記

P	節項	修正後	修正前	修正理由
		<p>が雨雲を形成し、夏期を中心に豪雨をもたらす特性があります。流域の約8割が山地部にあたり、河川勾配が急なものの、平地部に至って急に勾配が緩やかになる点も洪水の要因になっています。宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにあります。その地盤高は、河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となります。その他に、外城田川、大堀川、五十鈴川、笹笛川では三重県が特別警戒水位を定めており、その5つの河川に加え、五十鈴川派川・松下川、桧尻川、汁谷川、横輪川、相合川・有田川、<u>江川、雨湊川、朝川・朝川支川、朝熊川</u>の浸水想定区域が示されています。</p> <p><u>満潮又は低気圧による潮位の上昇と台風等の強風が重なると、高潮による災害が発生する傾向があります。これまでの主な高潮災害では、昭和34年9月の伊勢湾台風において、高潮により海岸堤防が被災し、人家、公共施設で甚大な被害が発生しました。</u></p> <p><u>昭和28年台風第13号では、台風の上陸と満潮が重なり、伊勢湾沿岸を中心に高潮が発生しました。県下で死者50人、被害額600億円の被害を受けました。</u></p>	<p>が雨雲を形成し、夏期を中心に豪雨をもたらす特性があります。流域の約8割が山地部にあたり、河川勾配が急なものの、平地部に至って急に勾配が緩やかになる点も洪水の要因になっています。宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにあります。その地盤高は、河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となります。その他に、外城田川、大堀川、五十鈴川、笹笛川では三重県が特別警戒水位を定めており、その5つの河川に加え、五十鈴川派川・松下川、桧尻川、汁谷川、横輪川、相合川・有田川の浸水想定区域が示されています。</p>	
12 ～ 13	第2節 被害想定	<p>③ 土砂災害</p> <p>集中豪雨や長雨により突然発生するのが土砂災害で、土砂災害にはその発生システムによる分類があり、山あいの溪流や河川において山腹や川底の石や土砂が大量の雨水と一緒に津波のように襲ってくるものを「土石流」といい、「がけ崩れ」は地震の発生や、大雨等で地面に水がしみ込んで斜面が突然崩れ落ちるものをいいます。また、地下水が地中の粘土のような滑りやすい層にしみ込んで、その上の地面がそっくり滑り出す現象を「地すべり」といい、以上を総称して土砂災害と呼びます。</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、集中豪雨や長雨の際には災害の発生が予想され、災害が発生すると住宅や人命などに多大な被害がでるおそれがあります。また、大規模な場合は広範囲の家屋や道路等に甚大な災害が及び、多くの人命が失われるおそれがあります。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>③ 土砂災害</p> <p>集中豪雨や長雨により突然発生するのが土砂災害で、土砂災害にはその発生システムによる分類があり、山あいの溪流や河川において山腹や川底の石や土砂が大量の雨水と一緒に津波のように襲ってくるものを「土石流」といい、「がけ崩れ」は地震の発生や、大雨等で地面に水がしみ込んで斜面が突然崩れ落ちるものをいいます。また、地下水が地中の粘土のような滑りやすい層にしみ込んで、その上の地面がそっくり滑り出す現象を「地すべり」といい、以上を総称して土砂災害と呼びます。</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、集中豪雨や長雨の際には災害の発生が予想され、災害が発生すると住宅や人命などに多大な被害がでるおそれがあります。また、大規模な場合は広範囲の家屋や道路等に甚大な災害が及び、多くの人命が失われるおそれがあります。</p> <p><u>満潮又は低気圧による潮位の上昇と台風等の強風が重なると、高潮による災害が発生する傾向があります。これまでの主な高潮災害では、昭和34年9月の伊勢湾台風において、高潮により海岸堤防が被災し、人家、公共施設で甚大な被害が発生しました。</u></p> <p><u>なお、高潮対策として、高潮堤防が整備されており、老朽化した高潮堤防（昭和30年代整備）については改築がすでに実施されていますが、海岸に面した地盤高の低い箇所等では、高潮時には依然浸水するおそれがあります。</u></p>	高潮に関する 内容の削除

P	節項	修正後	修正前	修正理由
23	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	<div data-bbox="730 210 1205 583" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>企画チーム 危機管理課 秘書課 企画調整課（企画調整係、シテ イプロモーション係） ※状況により、防災担当経験職 員を招集</p> </div>	<div data-bbox="1923 210 2398 583" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>企画チーム 危機管理課 秘書課 企画調整課（企画調整係、行革 係、シテイプロモーション係） ※状況により、防災担当経験職 員を招集</p> </div>	
23	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	<div data-bbox="730 623 1205 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>後方支援チーム デジタル政策課（行政情報シス テム管理係・住民情報システム 管理係） 職員課 財政課 資産経営課 契約課</p> </div>	<div data-bbox="1923 623 2398 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>後方支援チーム デジタル政策課（行政事務デジ タル推進係・情報システム管理 係） 職員課 財政課 資産経営課 契約課</p> </div>	
23	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	<div data-bbox="816 1045 1130 1413" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>上下水道チーム 上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道課 給排水サービス課</p> </div>	<div data-bbox="2024 1045 2326 1430" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>上下水道チーム 上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課</p> </div>	
23	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	<div data-bbox="670 1486 1261 1703" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>教育チーム 教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 教育研究所 教育メディア課（情報教育係）</p> </div>	<div data-bbox="1819 1476 2412 1692" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>教育チーム 教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 教育研究所 教育メディア課</p> </div>	

P	節項	修正後	修正前	修正理由
23	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	<p style="text-align: center;"> <u>避難所チーム</u> 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 福祉監査室 福祉総合支援センター 生活支援課 保育課 子育て応援課 こども発達支援室 観光振興課 観光誘客課 生活福祉課（市民係） 社会教育課 スポーツ課 文化政策課 <u>教育メディア課（読書推進係）</u> </p>	<p style="text-align: center;"> <u>避難所チーム</u> 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 福祉監査室 福祉総合支援センター 生活支援課 保育課 子育て応援課 こども発達支援室 観光振興課 観光誘客課 生活福祉課（市民係） 社会教育課 スポーツ課 文化政策課 </p>	

P	節項	修正後							修正前							修正理由
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	
24	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）							事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）							業務見直し
		各チーム共通	—	企画	災害対策本部の設置	災害対策本部機能の設置・設 営	3	3	1	災害対策本部の設置	災害対策本部機能の設置・設 営	3	3	1		
					災害対策本部要員の配備体制に関する事 業	配備体制の決定	3	3	1	災害対策本部要員の配備体制に関する事 業	配備体制の決定	3	3	1		
						<u>県、国による代行</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>							
					被害情報の収集に関する事 業	被害情報の収集	3	3	2	被害情報の収集に関する事 業	被害情報の収集	3	3	2		
					災害対策本部の情報共有に 関すること	災害対策本部会議の <u>実施</u>	3	3	1	災害対策本部の情報共有に 関すること	災害対策本部 <u>での情報共有</u>	3	3	1		
					応援機関の要請に関する事 業	<u>応援要請</u>	3	3	4	応援機関の要請に関する事 業	応援の <u>要請</u>	3	3	4		
					応援機関の受入れに関する 事	応援の <u>受け入れ</u>	3	3	4	応援機関の受入れに関する 事	応援の <u>受入れ</u>	3	3	4		
					関係機関との連絡調整に 関すること		-	-	-	関係機関との連絡調整に 関すること		-	-	-		
		被災者への総合的な支援に 関すること	経費の負担	3	6	4	被災者への総合的な支援に 関すること	経費の負担	3	6	4					

P	節項	修正後							修正前							修正理由				
				後方支援	チーム内の職員の安否確認、動員に関する事 災害対策本部の設置に関する事 協定締結先等への応援要請に関する事	動員及び参集 災害対策本部機能の設置・設置 応援要請	3 3 3	3 3 3	1 1 4			後方支援	チーム内の職員の安否確認、動員に関する事 災害対策本部の設置に関する事 協定締結先等への応援要請に関する事	動員及び参集 災害対策本部機能の設置・設置 応援要請	3 3 3	3 3 3	1 1 4			
				現場対応	施設管理者としての対応に関する事 帰宅困難者の保護対策 利用者等の安全対策 公共施設の災害復旧 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画作成 災害復旧事業の実施 被災施設の復元	3 3 3 3 3 3 3	4 4 7 7 7 7 9	2 3 1 1 1 1 3			現場対応	施設管理者としての対応に関する事 帰宅困難者の保護対策 利用者等の安全対策 公共施設の災害復旧 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画作成 災害復旧事業の実施 被災施設の復元	3 3 3 3 3 3 3	4 4 7 7 7 7 9	2 3 1 1 1 1 3					
25	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）							事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）											
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節			
		企画チーム	危機管理課 秘書課 企画調整課 (企画調整係、シティプロモーション係)	企画	災害対策本部の運営に関する事	災害対策本部会議の実施	3	3	1	災害対策本部の運営に関する事	災害対策本部会議の実施	3	3	1	3	3	1			
						県、国による代行	3	3	1											
					防災行政無線局の管理運用に関する事	市民への伝達	3	3	2	防災行政無線局の管理運用に関する事	市民への伝達	3	3	2	防災行政無線局の管理運用に関する事	市民への伝達	3		3	2
						避難情報の発令及び伝達	3	4	1		避難情報の発令及び伝達	3	4	1						
						土砂災害等応急対策	3	4	11		土砂災害等応急対策	3	4	11						
						広報活動の実施	3	5	4		広報活動の実施	3	5	4						
						在宅避難者への情報伝達活動	3	5	7		在宅避難者への情報伝達活動	3	5	7						
						上下水道施設の応急復旧	3	4	12		上下水道施設の応急復旧	3	4	12						
					災害対策本部の活動方針の立案に関する事	配備体制の決定	3	3	1	災害対策本部の活動方針の立案に関する事	配備体制の決定	3	3	1	災害対策本部の活動方針の立案に関する事	配備体制の決定	3		3	1
						被害状況の集約・分析	3	3	2		被害状況の集約・分析	3	3	2						
						避難情報の発令及び伝達	3	4	1		避難情報の発令及び伝達	3	4	1						
						活動拠点の確保	3	3	4		活動拠点の確保	3	3	4						
					受援体制の確立	災害対応の進行管理	3	3	1	受援体制の確立	災害対応の進行管理	3	3	1	受援体制の確立	相互応援の強化	3		3	4
						相互応援の強化	3	3	4		複合災害における応援要請	3	3	4						
		市民、企業等の資材等を活用する	警察官の代行	3	4	19	市民、企業等の資材等を活用する	警察官の代行	3	4	19	市民、企業等の資材等を活用する	警察官の代行	3	4	19				
			県、国による 応急処置 の代行	3	4	19		県、国による 応急処置 の代行	3	4	19									
		国、県及び他市町村に対する職員及び物資の応援要請に関する事	応援要請	3	3	4	国、県及び他市町村に対する職員及び物資の応援要請に関する事	応援要請	3	3	4	国、県及び他市町村に対する職員及び物資の応援要請に関する事	応援要請	3	3	4				

P	節項	修正後					修正前					修正理由					
				災害救助法の適用申請及び運用に関すること	災害救助法の <u>適用</u>	3	3	5			災害救助法の適用申請及び運用に関すること	災害救助法の <u>適用申請</u>	3	3	5		
				自衛隊の災害派遣に関する調整に関すること	応援要請	3	3	4			自衛隊の災害派遣に関する調整に関すること	応援要請	3	3	4		
				他市等からの先遣隊の受入れに関すること		-	-	-			他市等からの先遣隊の受入れに関すること		-	-	-		
				他市町村の支援体制の確立	物資の支援を行う	3	6	4			他市町村の支援体制の確立	物資の支援を行う	3	6	4		
				災害情報の分析に関すること	屋内退避誘導	3	4	16			災害情報の分析に関すること	屋内退避誘導	3	4	16		
					広域避難を行う	3	5	1					広域避難を行う	3	5	1	
				災害対策本部内の連絡調整に関すること	配備体制の決定	3	3	1			災害対策本部内の連絡調整に関すること	配備体制の決定	3	3	1		
				行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬	行方不明者及び <u>安否不明者の捜索</u>	3	5	11			行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬	行方不明者の <u>捜索</u>	3	5	11		
				被害状況の収集に関すること	情報収集	3	4	16			被害状況の収集に関すること	情報収集	3	4	16		
					被災地の被害状況の確認	3	6	4					被災地の被害状況の確認	3	6	4	
				応援機関の宿営、食糧に関すること	物資の支援を行う	3	6	4			応援機関の宿営、食糧に関すること	物資の支援を行う	3	6	4		
				事故対応に関すること	危害防止措置の指示	3	4	13			事故対応に関すること	危害防止措置の指示	3	4	13		
					警戒区域の設定	3	4	13					警戒区域の設定	3	4	13	
					危険物製造所等の使用の一時停止命令等	3	4	13					危険物製造所等の使用の一時停止命令等	3	4	13	
					初動体制の確立	3	4	14					初動体制の確立	3	4	14	
					流出油の除去・回収等活動	3	4	15					流出油の除去・回収等活動	3	4	15	
					放射性物質における環境汚染への対処	3	4	16					放射性物質における環境汚染への対処	3	4	16	
					県外からの避難 <u>受入</u>	3	4	16					県外からの避難 <u>受入れ</u>	3	4	16	
					消防活動の実施	3	4	17					消防活動の実施	3	4	17	

P	節項	修正後							修正前							修正理由		
26	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）							事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）									
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	
		情報チーム	検査室 総務課 デジタル政策課（スマートシティ推進係） 企画調整課（調査統計係） 広報広聴課 生活福祉課（地域振興係） 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	企画	災害対策本部における情報共有の総括に関する事 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事 災害対策本部事務局（会議資料作成）に関する事 被害状況の収集の総括に関する事 災害対策本部内の連絡調整に関する事 三重県への被害報告に関する事 被害写真、収録、記録に関する事 災害対策本部への問い合わせに対する対応に関する事 被災者支援パンフレットに関する事 帰宅困難者・観光客対策 広報及び報道対応に関する事	災害対策本部会議の実施 被害情報の記録 災害対策本部会議の実施 状況の把握 その他ライフライン施設の応急復旧 配備体制の決定 県・関係機関への被害状況の報告 被害情報の記録 外部への情報発信 被災者支援パンフレット 帰宅困難者の保護対策 避難誘導 市民への伝達 外部への情報発信 市内団体への情報発信 避難情報の発令及び伝達 土砂災害等応急対策 在宅避難者への情報伝達活動 広報活動の実施 一時市外避難者への情報伝達活動 義援金の募集 広報活動 風評被害等の軽減 その他ライフライン施設の応急復旧	3	3	1	情報チーム	検査室 総務課 デジタル政策課（スマートシティ推進係） 企画調整課（調査統計係） 広報広聴課 生活福祉課（地域振興係） 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	企画	災害対策本部における情報共有の総括に関する事 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事 災害対策本部事務局（会議資料作成）に関する事 被害状況の収集の総括に関する事 災害対策本部内の連絡調整に関する事 三重県への被害報告に関する事 被害写真、収録、記録に関する事 災害対策本部への問い合わせに対する対応に関する事 被災者支援パンフレットに関する事 帰宅困難者・観光客対策 広報及び報道対応に関する事	災害対策本部会議での情報共有 災害情報の記録 災害対策本部会議の実施 状況の把握 その他ライフライン施設の応急復旧 配備体制の決定 県・関係機関への被害状況の報告 被害情報の記録 外部への情報発信 被災者支援パンフレット 帰宅困難者の保護対策 避難誘導 市民への伝達 外部への情報発信 市内団体への情報発信 避難情報の発令及び伝達 土砂災害等応急対策 在宅避難者への情報伝達活動 広報活動の実施 一時市外避難者への情報伝達活動 義援金の募集 広報活動 風評被害等の軽減 上下水道施設の応急復旧	3	3	1	

P	節項	修正後						修正前						修正理由							
27	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）						事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）													
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節				
		後方支援チーム	デジタル政策課（行政情報システム管理係・住民情報システム管理係） 職員課 財政課 資産経営課 契約課	後方支援	自衛隊派遣要請に関する手続に関する事	応援要請	3	3	4	自衛隊派遣要請に関する手続に関する事	応援要請	3	3	4							
					国、県及び他市町村に対する職員及び物資の応援要請に関する事	応援要請	3	3	4	国、県及び他市町村に対する職員及び物資の応援要請に関する事	応援要請	3	3	4							
						受援体制の確立	相互応援の強化	3	3	4	受援体制の確立	相互応援の強化	3	3	4						
						輸送用車両等の調達及び配車に関する事	複合災害における応援要請	3	3	4	輸送用車両等の調達及び配車に関する事	複合災害における応援要請	3	3	4						
							緊急輸送活動の実施	3	4	10			緊急輸送活動の実施	3	4	10					
						支払事務に関する事	応援を受けた場合の費用負担	3	3	4	支払事務に関する事	応援を受けた場合の費用負担	3	3	4						
							損失補償	3	4	19			損失補償	3	4	19					
							経費の負担	3	6	4			経費の負担	3	6	4					
						応急、救助及び応急復旧に要する労働力の供給と斡旋の取りまとめに関する事	労働者の確保	3	6	3	応急、救助及び応急復旧に要する労働力の供給と斡旋の取りまとめに関する事	労働者の確保	3	6	3						
						市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関する事		-	-	-	市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関する事		-	-	-						
						チームにまたがる物資の調達に関する事	燃料の確保	3	3	3	チームにまたがる物資の調達に関する事	燃料の確保	3	3	3						
							庁舎被害等への対応	3	4	21			庁舎被害等への対応	3	4	21					
						執務環境の確保に関する事	情報収集・伝達体制の整備	3	1	2	執務環境の確保に関する事	情報収集・伝達体制の整備	3	1	2						
							職員健康管理・安全管理	3	3	6			職員健康管理・安全管理	3	3	6					
						職員の安全管理に関する事	災害対応従事者のこころのケア	3	3	6	職員の安全管理に関する事	災害対応従事者のこころのケア	3	3	6						
							職員の適正配置	3	4	21			職員の適正配置	3	4	21					
							被災地へ派遣する職員のケア	3	6	4			被災地へ派遣する職員のケア	3	6	4					
						職員用物資の調達に関する事	職員用物資の調達	3	3	6	職員用物資の調達に関する事	職員用物資の調達	3	3	6						
						災害対策本部内の連絡調整に関する事	配備体制の決定	3	3	1	災害対策本部内の連絡調整に関する事	配備体制の決定	3	3	1						
						支援申出窓口に関する事	支援申出窓口	3	3	4	支援申出窓口に関する事	支援申出窓口	3	3	4						
			各チームの人員の編成状況の把握、増員及び派遣に関する事	受援状況の取りまとめ	3	3	4	各チームの人員の編成状況の把握、増員及び派遣に関する事	受援状況の取りまとめ	3	3	4									
				緊急輸送活動の実施	3	4	10			緊急輸送活動の実施	3	4	10								
				労働者の確保	3	6	3			労働者の確保	3	6	3								
				人的支援を行う	3	6	4			人的支援を行う	3	6	4								
				人的資源の確保	3	9	1			人的資源の確保	3	9	1								
			災害復旧に関する事	災害復旧に係る人員確保	3	7	1	災害復旧に関する事	災害復旧に係る人員確保	3	7	1									
				復旧財源の措置	3	7	1			復旧財源の措置	3	7	1								
			復興に向けた職員の応援要請に関する事		-	-	-	復興に向けた職員の応援要請に関する事		-	-	-									

P	節項	修正後							修正前							修正理由					
28	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）							事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）												
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編		章	節			
		避難所チーム 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい 福祉課 福祉監査室 福祉総合支援 センター 生活支援課 保育課 子育て応援課 子ども発達支 援室 観光振興課 観光誘客課 生活福祉課 (市民係) 社会教育課 スポーツ課 文化政策課 教育メディア課	企画	避難収容体制の整備に関する こと	避難所環境の整備	3	1	5	避難収容体制の整備に関する こと	避難所環境の整備	3	1	5	避難所運営体制の整備	3	1	5				
要配慮者の支援に関する こと	情報伝達・避難誘導体制の整備			3	1	8	要配慮者の支援に関する こと	情報伝達・避難誘導体制の整備	3	1	8	要配慮者利用施設への伝達	3	4	1						
避難誘導に関する こと	避難所の開設			3	4	1	避難誘導に関する こと	避難所の開設	3	4	1	避難所の開設	3	4	1						
帰宅困難者の避難に関する こと	一時的な滞在施設の確保			避難所の開設	3	4	2	帰宅困難者の避難に関する こと	一時的な滞在施設の確保	3	4	2	避難所の開設	3	4	9					
																	避難所の開設	3	4	13	
																	鉄道交通の確保	3	4	9	
事故対応に関する こと	警戒区域の設定			避難措置	3	4	14	事故対応に関する こと	警戒区域の設定	3	4	14	避難措置	3	4	17					
																	避難所に係る企画に関する こと	広域避難・広域一時滞在を行う	3	5	1
																	避難所との連絡調整に関する こと	避難所運営	3	5	1
食料、衣料品、寝具、その他 生活必需品の供給計画に関する こと	トイレ対策の実施			3	5	6	食料、衣料品、寝具、その他 生活必需品の供給計画に関する こと	トイレ対策の実施	3	5	6										
災害義援品の配付に関する こと	義援品の募集、受付・配分			3	8	6	災害義援品の配付に関する こと	義援品の募集、受付・配分	3	8	6										
後方支援	避難所チームの後方支援に 関すること			-	-	-	後方支援	避難所チームの後方支援に 関すること	-	-	-										
現場対応	避難所運営			避難所運営	3	5	1	避難所運営	避難所運営	3	5	1									
				広域避難・広域一時滞在を行う	3	5	1	広域避難を行う	3	5	1										
				車中泊等対策	3	5	1	車中泊等対策	3	5	1										
				在宅避難者対策	3	5	1	在宅避難者対策	3	5	1										
	要配慮者対策			福祉避難所	3	5	2	要配慮者対策	福祉避難所	3	5	2									
	外国人対策			3	5	2	外国人対策	3	5	2											
	食糧等の供給			炊き出しの実施	3	5	3	食糧等の供給	炊き出しの実施	3	5	3									
	避難所及び収容施設の開設運 営、閉鎖に関する こと			快適な利用の確保	3	5	6	避難所及び収容施設の開設運 営、閉鎖に関する こと	快適な利用の確保	3	5	6									
	要配慮者に対する配慮	要配慮者に対する配慮	3	5				7													
	避難所避難者への情報伝達活動	避難所避難者への情報伝達活動																			
要配慮者、女性視点での避難 所サポートに関する こと	避難所避難者対策	3	5	2	要配慮者、女性視点での避難 所サポートに関する こと	避難所避難者対策	3	5	2												
在宅避難者対策	在宅避難者対策																				
事故対応に関する こと	県外からの避難受入	3	4	16	事故対応に関する こと	県外からの避難受入れ	3	4	16												
避難所の運営に関する こと	備蓄物資の供給	3	5	3	避難所の運営に関する こと	備蓄物資の供給	3	5	3												
					3	5				5											
					食糧等の供給	3				5	3										

P	節項	修正後							修正前							修正理由									
29	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）							事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）																
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節								
		物資チーム	人権政策課 商工労政課	企画	物資搬送の企画に関する事	食糧等の供給 トイレ対策の実施	3	5	3	物資チーム	人権政策課 商工労政課	企画	物資搬送の企画に関する事	食糧の供給 トイレ対策の実施	3	5	3								
					食品衛生の確保	食品衛生対策	3	5	10																
						応援機関の宿営、食糧に関する事	物資の支援を行う 他市町村の支援体制の確立	3	6				4						物資の支援を行う 他市町村の支援体制の確立	3	6	4			
						避難所からの要望取りまとめ及び調整に関する事	義援品の募集、受付・配分	3	8				6						避難所からの要望取りまとめ及び調整に関する事	義援品の募集、受付・保管、配分	3	8	6		
						義援品に関する事	義援品の募集、受付・配分	3	8				6						義援品に関する事	義援品の募集、受付・保管、配分	3	8	6		
						不足する資機材を要請する	物資、資材の供給要請	3	4				20						不足する資機材を要請する	物資、資材の供給要請	3	4	20		
						備蓄物資の入出庫管理に関する事	備蓄物資の供給	3	5				3						備蓄物資の入出庫管理に関する事	生活必需品の供給	3	5	3		
						避難者用物資の調達に関する事	県及び協定業者からの物資調達	3	5				5						避難者用物資の調達に関する事	県及び協定業者からの物資調達	3	5	5		
						物資チームの後方支援に関する事		-	-				-						物資チームの後方支援に関する事		-	-	-		
						職員用物資の調達に関する事	職員用物資の調達	3	3				6						職員用物資の調達に関する事	協定締結先等からの物資調達	3	3	6		
						義援品の礼状に関する事	義援品の受付・配分	3	8				6						義援品の礼状に関する事	義援品の受付・保管	3	8	6		
						緊急輸送活動の実施	緊急輸送活動の実施 物資拠点の確保	3	4				10						緊急輸送活動の実施	緊急輸送活動の実施 物資拠点の確保	3	4	10		
						不足する資機材を要請する	物資、資材の供給	3	4				20						不足する資機材を要請する	物資、資材の供給	3	4	20		
						応急食糧等の供給に関する事	備蓄物資の供給	3	5				3						応急食糧等の供給に関する事	備蓄物資の供給	3	5	3		
					食糧等の調達・集積		3	5	3							食糧等の調達・集積	3	5		3					
					食糧等の供給		3	5	3							食糧等の供給	3	5		3					
						炊き出しの実施	3	5	3							炊き出しの実施	3	5	3						
					現場対応	衣料品、寝具その他生活必需品の給与又は供給に関する事	備蓄物資の供給 トイレ対策の実施	3	5	5					現場対応	衣料品、寝具その他生活必需品の給与又は供給に関する事	備蓄物資の供給 トイレ対策の実施	3	5	5					
						義援品の受領及び保管、配分に関する事	義援品の受付・配分	3	8	6							義援品の受領及び保管、配分に関する事	義援品の受付・保管、配分	3	8	6				
						被災者に対する情報提供に関する事	離職者への措置 雇用保険の失業給付に関する特例措置	3	8	1							被災者に対する情報提供に関する事	離職者への措置 雇用保険の失業給付に関する特例措置	3	8	1				
						被災事業者等に対する情報提供に関する事	災害復旧資金の周知	3	8	7							被災事業者等に対する情報提供に関する事	災害復旧資金の周知	3	8	7				
						地域経済の復興に関する事	被災経済復興支援	3	9	4							地域経済の復興に関する事	被災経済復興支援	3	9	4				
							新たな産業支援	3	9	4									新たな産業支援	3	9	4			
							地域産業の活性化促進	3	9	4									地域産業の活性化促進	3	9	4			

P	節項	修正後						修正前						修正理由							
30	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）						事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）													
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節				
		生活 再建 チーム	課税課 収納推進課 市民交流課 戸籍住民課 福祉総務課	企画	災害ボランティアセンターに関する こと	災害ボランティア活動支援	3	5	13	企画	課税課 収納推進課 市民交流課 戸籍住民課 福祉総務課	生活 再建 チーム	課税課 収納推進課 市民交流課 戸籍住民課 福祉総務課	災害ボランティアセンターに関する こと	災害ボランティア活動支援	3	5	13			
					被災者への総合的な支援に関する こと	被災者生活再建支援法の適用手続 き	3	8	4							被災者への総合的な支援に関する こと	被災者生活再建支援法の適用手続	3	8	4	
					被災者台帳に関する こと	被災者台帳の作成、整理	3	8	1							被災者台帳に関する こと	被災者台帳の作成	3	8	1	
					ボランティアの活動要請に関する こと	災害対策本部からのボランティア 要請	3	5	13							ボランティアの活動要請に関する こと	災害ボランティア活動要請	3	5	13	
					被災者相談窓口の企画に関する こと	被災者相談窓口の設置	3	8	1							被災者相談窓口の企画に関する こと	被災者相談窓口の設置	3	8	1	
					義援金の募集及び配分等に関する こと	義援金の募集	3	8	6							義援金の募集及び配分等に関する こと	義援金の募集	3	8	6	
						義援金の配分	3	8	6								義援金の配分	3	8	6	
					義援金の礼状に関する こと	義援金の受付・保管	3	8	6							義援金の礼状に関する こと	義援金の受付・保管	3	8	6	
					後方 支援	特定非営利活動法人その他の応 援団体の受入れに関する こと	応援受け入れ	3	3					4		後方 支援	特定非営利活動法人その他の応 援団体の受入れに関する こと	応援受け入れ	3	3	4
						生活再建チームの後方支援に 関すること		-	-					-				生活再建チームの後方支援に 関すること		-	-
				現場 対応	課税課 収納推進課 市民交流課 戸籍住民課 福祉総務課	被害家屋（市有財産を除く。） の調査に関する こと	被害認定調査	3	8	2	現場 対応	課税課 収納推進課 市民交流課 戸籍住民課 福祉総務課	生活 再建 チーム	課税課 収納推進課 市民交流課 戸籍住民課 福祉総務課	被害家屋（市有財産を除く。） の調査に関する こと	被害認定調査	3	8	2		
						罹災証明その他被害に関する証 明の発行に関する こと	罹災証明書等の交付	3	8	3							罹災証明その他被害に関する証 明の発行に関する こと	罹災証明書等の発行	3	8	3
						ボランティア等の受入れに 関すること	災害ボランティア活動支援	3	5	13							ボランティア等の受入れに 関すること	災害ボランティア活動支援	3	5	13
						災害援護資金等の貸付に 関すること	災害援護資金の貸付	3	8	5							災害援護資金等の貸付に 関すること	災害援護資金の貸付	3	8	5
						義援金の受領等に関する こと	義援金の受付・保管	3	8	6							義援金の受領等に関する こと	義援金の受付・保管	3	8	6
						見舞金の受領等に関する こと	災害弔慰金、災害障害見舞金、災 害見舞金の支給	3	8	5							見舞金の受領等に関する こと	災害弔慰金、災害障害見舞金、災 害見舞金の支給	3	8	5
						被災者生活再建支援制度の運用 に関する こと	支援金支給申請手続き	3	8	4							被災者生活再建支援制度の運用 に関する こと	支援金支給申請手続	3	8	4
						災害ボランティアセンターの開 設、運営に関する こと	災害ボランティア活動支援	3	5	13							災害ボランティアセンターの開 設、運営に関する こと	災害ボランティア活動支援	3	5	13
				被災者相談窓口の運営に 関すること	被災者相談窓口の設置	3	8	1			被災者相談窓口の運営に 関すること	被災者相談窓口の設置	3	8	1						

P	節項	修正後						修正前						修正理由			
31	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）						事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）									
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
		応急復旧チーム	農林水産課 監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 住宅政策課 営繕課	企画	被害情報の取りまとめに関する こと（道路、河川、公園、農林 水産関係、庁舎、公共交通機関 等の市が管理する建物）	道路交通の確保	3	4	8	企画	農林水産課 監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 住宅政策課 営繕課	応急復旧チーム	被害情報の取りまとめに関する こと（道路、河川、公園、農林 水産関係、庁舎、公共交通機関 等の市が管理する建物）	道路交通の確保	3	4	8
	応急復旧対策の立案に関する こと				障害物の除去作業の実施 立ち往生車両、放置車両の移動等 土砂災害等応急対策	3	4	8	障害物の除去作業の検討・準備 立ち往生車両、放置車両の移動等 土砂災害等応急対策				3	4	8		
	応急仮設住宅の設置に関する こと				応急仮設住宅対応 民間施設の借り上げ	3	6	1	応急仮設住宅対応 民間施設の借り上げ				3	6	1		
	河川に関する情報の受理伝達に 関すること				水防巡視	3	4	7	水防巡視				3	4	7		
	応急危険度判定に関する こと				被災宅地の対策 被災建築物の対策	3	4	11	被災宅地の対策 被災建築物の対策				3	4	11		
	公共交通機関に関する こと				鉄道交通の確保	3	4	9	鉄道交通の確保				3	4	9		
	土木及び建築資材の調達に 関すること				必要物資調達体制の整備	3	1	9	必要物資調達体制の整備				3	1	9		
	応急危険度判定士の要請に 関すること				被災建築物の対策	3	4	11	被災建築物の対策				3	4	11		
	国土交通省職員の派遣要請に 関すること				応援要請	3	3	4	応援要請				3	3	4		
	国土交通省資機材の借用要請に 関すること					-	-	-					-	-	-		
	応急復旧に要する資機材の確保 に関する こと				-	-	-		-	-	-						
	応急復旧チームの後方支援に 関すること				-	-	-		-	-	-						
	水防に関する こと			水防巡視	3	4	7	水防巡視	3	4	7						
	海岸及び河川等のパトロールに 関すること			水防巡視	3	4	7	水防巡視	3	4	7						
	勢田川防潮水門に関する こと			水防巡視	3	4	7	水防巡視	3	4	7						
	ポンプ場の運転及び補修に 関すること			水門、ポンプ場の運転管理	3	4	7	水門、ポンプ場の運転管理	3	4	7						
	市の所有する建物の被害調査、 応急補修に関する こと				-	-	-		-	-	-						
	避難誘導に関する こと			避難誘導	3	4	1	避難誘導	3	4	1						
	緊急避難路の確保に関する こと			道路交通の確保	3	4	8	道路交通の確保	3	4	8						

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																																																																																																						
32	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	<p>事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="12">上下水道総務課 料金課 上下水道課 下水道課 給排水サービス課</td> <td rowspan="3">企画</td> <td>応急復旧対策の立案に関する事</td> <td>上下水道施設の応急復旧</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応急給水の企画に関する事</td> <td>生活用水の確保</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>給水活動の実施</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>汚水の処理及び放流対策に関する事</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後方支援</td> <td>土木、建築資材の調達に関する事</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>上下水道チームの後方支援に関する事</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">現場対応</td> <td rowspan="2">応急飲料水の輸送及び給水に関する事</td> <td>給水活動の実施</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>快適な利用の確保</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>水道用原水の確保、管理及び送水設備の応急運転に関する事</td> <td>上下水道施設の応急復旧</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>上下水道施設の応急補修に関する事</td> <td>上下水道施設の応急復旧</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ライフライン施設の応急復旧</td> <td>上下水道施設の被害調査の実施</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事故対応に関する事</td> <td>水道水・食品の摂取制限等</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>水道料金等の特例措置に関する事</td> <td>公共料金等の特例措置</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> </table>	上下水道総務課 料金課 上下水道課 下水道課 給排水サービス課	企画	応急復旧対策の立案に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12	応急給水の企画に関する事	生活用水の確保	3	5	4	給水活動の実施	3	5	4	汚水の処理及び放流対策に関する事		-	-	-	後方支援	土木、建築資材の調達に関する事		-	-	-	上下水道チームの後方支援に関する事		-	-	-	現場対応	応急飲料水の輸送及び給水に関する事	給水活動の実施	3	5	4	快適な利用の確保	3	5	6	水道用原水の確保、管理及び送水設備の応急運転に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12	上下水道施設の応急補修に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12	ライフライン施設の応急復旧	上下水道施設の被害調査の実施	3	4	12	事故対応に関する事	水道水・食品の摂取制限等	3	4	16	土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	3	4	19	障害物の除去	3	4	19	水道料金等の特例措置に関する事	公共料金等の特例措置	3	8	1	<p>事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="12">上下水道総務課 料金課 上下水道課 下水道建設課 下水道施設管理課</td> <td rowspan="3">企画</td> <td>応急復旧対策の立案に関する事</td> <td>上下水道施設の応急復旧</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応急給水の企画に関する事</td> <td>生活用水の確保</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>給水活動の実施</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>汚水の処理及び放流対策に関する事</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後方支援</td> <td>土木、建築資材の調達に関する事</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>上下水道チームの後方支援に関する事</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">現場対応</td> <td rowspan="2">応急飲料水の輸送及び給水に関する事</td> <td>給水活動の実施</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>災害用トイレの給水</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>水道用原水の確保、管理及び送水設備の応急運転に関する事</td> <td>上下水道施設の応急復旧</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>上下水道施設の応急補修に関する事</td> <td>上下水道施設の応急復旧</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ライフライン施設の応急復旧</td> <td>上下水道施設の被害調査の実施</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事故対応に関する事</td> <td>水道水・食品の摂取制限等</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>水道料金等の特例措置に関する事</td> <td>公共料金等の特例措置</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> </table>	上下水道総務課 料金課 上下水道課 下水道建設課 下水道施設管理課	企画	応急復旧対策の立案に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12	応急給水の企画に関する事	生活用水の確保	3	5	4	給水活動の実施	3	5	4	汚水の処理及び放流対策に関する事		-	-	-	後方支援	土木、建築資材の調達に関する事		-	-	-	上下水道チームの後方支援に関する事		-	-	-	現場対応	応急飲料水の輸送及び給水に関する事	給水活動の実施	3	5	4	災害用トイレの給水	3	5	6	水道用原水の確保、管理及び送水設備の応急運転に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12	上下水道施設の応急補修に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12	ライフライン施設の応急復旧	上下水道施設の被害調査の実施	3	4	12	事故対応に関する事	水道水・食品の摂取制限等	3	4	16	土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	3	4	19	障害物の除去	3	4	19	水道料金等の特例措置に関する事	公共料金等の特例措置	3	8	1	
上下水道総務課 料金課 上下水道課 下水道課 給排水サービス課	企画	応急復旧対策の立案に関する事			上下水道施設の応急復旧	3	4	12																																																																																																																																																		
		応急給水の企画に関する事			生活用水の確保	3	5	4																																																																																																																																																		
				給水活動の実施	3	5	4																																																																																																																																																			
	汚水の処理及び放流対策に関する事			-	-	-																																																																																																																																																				
	後方支援	土木、建築資材の調達に関する事			-	-	-																																																																																																																																																			
		上下水道チームの後方支援に関する事			-	-	-																																																																																																																																																			
	現場対応	応急飲料水の輸送及び給水に関する事		給水活動の実施	3	5	4																																																																																																																																																			
				快適な利用の確保	3	5	6																																																																																																																																																			
		水道用原水の確保、管理及び送水設備の応急運転に関する事		上下水道施設の応急復旧	3	4	12																																																																																																																																																			
		上下水道施設の応急補修に関する事		上下水道施設の応急復旧	3	4	12																																																																																																																																																			
		ライフライン施設の応急復旧		上下水道施設の被害調査の実施	3	4	12																																																																																																																																																			
		事故対応に関する事	水道水・食品の摂取制限等	3	4	16																																																																																																																																																				
土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容			3	4	19																																																																																																																																																					
障害物の除去	3		4	19																																																																																																																																																						
水道料金等の特例措置に関する事	公共料金等の特例措置	3	8	1																																																																																																																																																						
上下水道総務課 料金課 上下水道課 下水道建設課 下水道施設管理課	企画	応急復旧対策の立案に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12																																																																																																																																																				
		応急給水の企画に関する事	生活用水の確保	3	5	4																																																																																																																																																				
			給水活動の実施	3	5	4																																																																																																																																																				
	汚水の処理及び放流対策に関する事		-	-	-																																																																																																																																																					
	後方支援	土木、建築資材の調達に関する事		-	-	-																																																																																																																																																				
		上下水道チームの後方支援に関する事		-	-	-																																																																																																																																																				
	現場対応	応急飲料水の輸送及び給水に関する事	給水活動の実施	3	5	4																																																																																																																																																				
			災害用トイレの給水	3	5	6																																																																																																																																																				
		水道用原水の確保、管理及び送水設備の応急運転に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12																																																																																																																																																				
		上下水道施設の応急補修に関する事	上下水道施設の応急復旧	3	4	12																																																																																																																																																				
		ライフライン施設の応急復旧	上下水道施設の被害調査の実施	3	4	12																																																																																																																																																				
		事故対応に関する事	水道水・食品の摂取制限等	3	4	16																																																																																																																																																				
土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容			3	4	19																																																																																																																																																					
障害物の除去	3		4	19																																																																																																																																																						
水道料金等の特例措置に関する事	公共料金等の特例措置	3	8	1																																																																																																																																																						

P	節項	修正後						修正前						修正理由							
33	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）						事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）													
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節				
		環境衛生チーム	環境課 ごみ減量課	企画	消毒、防疫計画の立案に関する こと	感染症の予防	3	5	9	環境衛生チーム	環境課 ごみ減量課	企画	消毒、防疫計画の立案に関する こと	感染症の予防	3	5	9				
					し尿処理対策の立案に関する こと	し尿処理	3	5	12							し尿処理対策の立案に関する こと	し尿処理	3	5	12	
						遺体の埋葬計画立案に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5				11				遺体の埋葬計画立案に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5	11
						災害廃棄物の処理計画の立案 に関する こと	災害廃棄物処理 被災自動車の処理	3	5				12				災害廃棄物の処理計画の立案 に関する こと	災害廃棄物処理計画作成 被災自動車の処理	3	5	12
						避難所ごみの処理計画に関する こと	生活ごみ（避難所ごみを含む）の 処理	3	5				12				避難所ごみの処理計画に関する こと	生活ごみ（避難所ごみを含む）の 処理	3	5	12
						処理施設及び関係企業の被害 情報収集に関する こと		-	-				-				処理施設及び関係企業の被害 情報収集に関する こと		-	-	-
						被災地の公害防止に関する こと		-	-				-				被災地の公害防止に関する こと		-	-	-
						衛生材料その他必需品の調達 に関する こと		-	-				-				衛生材料その他必需品の調達 に関する こと		-	-	-
						環境衛生チームの後方支援に 関する こと		-	-				-				環境衛生チームの後方支援に 関する こと		-	-	-
						水道水・食品の摂取制限等		3	4				16				水道水・食品の摂取制限等		3	4	16
						原子力災害への対応	放射性物質における環境汚染への 対処	3	4				16				原子力災害への対応	放射性物質における環境汚染への 対処	3	4	16
						被災地の消毒その他防疫に関 する こと	感染症の予防	3	5				9				被災地の消毒その他防疫に関 する こと	感染症の予防	3	5	9
						遺体の納棺運搬及び埋火葬処 理に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5				11				遺体の納棺運搬及び埋火葬処 理に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5	11
						検死及び遺体安置場所の管理 に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5				11				検死及び遺体安置場所の管理 に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5	11
					災害廃棄物の処理に関する こと	災害廃棄物処理 生活ごみ（避難所ごみを含む）の 処理	3	5	12				災害廃棄物の処理に関する こと	災害廃棄物処理 生活ごみ（避難所ごみを含む）の 処理	3	5	12				
					消毒及び防疫活動の実施に関 する こと	感染症の予防 家畜の防疫対策	3	5	9				消毒及び防疫活動の実施に関 する こと	感染症の予防 家畜の防疫対策	3	5	9				
					し尿処理対策の実施に関する こと	トイレ対策の実施 し尿処理	3	5	6				し尿処理対策の実施に関する こと	トイレ対策の実施 し尿処理	3	5	6				
					市民生活の復興	公費解体	3	9	2				市民生活の復興	公費解体	3	9	2				
					除染に関する こと	スクリーニング及び除染の実施	3	4	16				除染に関する こと	スクリーニング及び除染の実施	3	4	16				
				教育チーム	教育総務課 学校教育課 教育研究所 学校施設整備課 教育メディア課	企画	園児、児童及び生徒の安否確 認に関する こと	児童生徒等の安否確認	3	4	1	教育チーム	教育総務課 学校教育課 教育研究所 学校施設整備課 情報メディア課	企画	園児、児童及び生徒の安否確 認に関する こと	児童生徒等の安否確認	3	4	1		
			学校の運営計画立案に関する こと				応急教育対策 応急保育対策	3	6	2							学校の運営計画立案に関する こと	応急教育対策 応急保育対策	3	6	2
			給食の実施計画立案に関する こと					-	-	-							給食の実施計画立案に関する こと		-	-	-
			被災した園児、児童及び生徒 への対策に関する こと				こころのケア	3	5	8							被災した園児、児童及び生徒 への対策に関する こと	こころのケア	3	5	8
			学用品の給与に関する こと				学用品の給与	3	8	1							学用品の給与に関する こと	学用品の給与	3	8	1
			私立学校との連絡調整に関 する こと					-	-	-							私立学校との連絡調整に関 する こと		-	-	-
			教育チームの後方支援に関 する こと					-	-	-							教育チームの後方支援に関 する こと		-	-	-
			園児、児童及び生徒の安全確 保に関する こと				児童生徒等の安全確保 児童生徒等の下校・保護継続の判 断	3	4	1							園児、児童及び生徒の安全確 保に関する こと	児童生徒等の安全確保 児童生徒等の下校・保護継続の判 断	3	4	1

P	節項	修正後							修正前							修正理由			
34	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）							事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）										
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節		
		消防チーム	総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	企画	災害の調査及び情報収集に関すること	活動調整会議の実施	3	4	4	企画	総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	消防チーム	災害の調査及び情報収集に関すること	活動調整会議の実施	3	4	4		
					消防団の運用及び連絡調整に関すること	防災業務従事者の安全確保	3	4	4										
					消火、救急、救助活動等の運用指令に関すること	防災業務従事者の安全確保	3	4	4										
					救急活動及び連絡調整に関すること	応援関係機関との連携	3	4	5				救急活動における応援関係機関との連携	3	4	5			
					緊急消防援助隊調整本部に関すること	消火活動における応援関係機関との連携	3	4	6				緊急消防援助隊調整本部に関すること	消火活動における応援関係機関との連携	3	4	6		
					緊急消防援助隊の受入れに関すること	活動拠点の確保	3	3	4				緊急消防援助隊の受入れに関すること	活動拠点の確保	3	3	4		
					消火活動及び連絡調整に関すること	消火活動における応援関係機関との連携	3	4	6				消火活動及び連絡調整に関すること	消火活動における応援関係機関との連携	3	4	6		
					後方支援	人員及び資機材の輸送に関すること		-	-				-	人員及び資機材の輸送に関すること		-	-	-	
						緊急消防援助隊の要請に関すること	応援要請	3	3				4	緊急消防援助隊の要請に関すること	応援要請	3	3	4	
						近隣市町等の救助隊及び消防団の受入れに関すること	応援の受け入れ	3	3				4	近隣市町等の救助隊及び消防団の受入れに関すること	応援受け入れ	3	3	4	
						非常通信及び通信統制に関すること		-	-				-	非常通信及び通信統制に関すること		-	-	-	
						災害情報及び活動状況の収集、分析記録に関すること		-	-				-	災害情報及び活動状況の収集、分析記録に関すること		-	-	-	
						臨時ヘリポートの運用に関すること		-	-				-	臨時ヘリポートの運用に関すること		-	-	-	
						消防チームの後方支援に関すること		-	-				-	消防チームの後方支援に関すること		-	-	-	
				資機材の補給及び調達に関すること			-	-	-	資機材の補給及び調達に関すること		-	-	-					
				現場対応	水災及び火災等の災害防除に関すること	消火活動初期対応	3	4	6	水災及び火災等の災害防除に関すること	消火活動初期対応	3	4	6					
						危険物対策	3	4	11		危険物対策	3	4	11					
					水防に関すること	水防巡視	3	4	7	水防に関すること	水防巡視	3	4	7					
						越水、漏水等への対応	3	4	7		越水、漏水等への対応	3	4	7					
					救急・救助に関すること	救急・救助活動	3	4	4	救急・救助に関すること	救急・救助活動	3	4	4					
						避難誘導	3	4	1		避難誘導	3	4	1					
						土砂災害等応急対策	3	4	11		土砂災害等応急対策	3	4	11					
						行方不明者及び安否不明者の捜索	3	5	11		行方不明者の捜索	3	5	11					
					事故対応に関すること	危害防止措置の指示	3	4	13	事故対応に関すること	危害防止措置の指示	3	4	13					
							警戒区域の設定	3	4		13		警戒区域の設定	3	4	13			
							救助及び消火活動	3	4		13		救助及び消火活動	3	4	13			
							資機材等の確保	3	4		13		資機材等の確保	3	4	13			
							危険物製造所等の使用の一時停止命令等	3	4		13		危険物製造所等の使用の一時停止命令等	3	4	13			
							流出油の除去・回収等の活動	3	4		15		流出油の除去・回収等の活動	3	4	15			
							防災資機材の調達搬入	3	4		15		防災資機材の調達搬入	3	4	15			
			屋内退避誘導			3	4	16			屋内退避誘導	3	4	16					
			スクリーニング及び除染の実施	3		4	16		スクリーニング及び除染の実施		3	4	16						
			消防活動の実施	3		4	17		消防活動の実施		3	4	17						
			情報の収集及び関係機関への連絡	3		4	18		情報の収集及び関係機関への連絡		3	4	18						
			空中消火基地の選定及び設定	3		4	18		空中消火基地の選定及び設定		3	4	18						
			輸送手段等の確立	3	4	18		輸送手段等の確立	3	4	18								
			消防活動の実施	3	4	18		消防活動の実施	3	4	18								

P	節項	修正後							修正前							修正理由								
35	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）							事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）															
		チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節							
		医療保健チーム	健康課 経営企画課 医療事務課 健診センター 室	企画	感染症発生状況の把握に關すること	感染症の予防	3	5	9	企画	健康課	企画	感染症発生状況の把握に關すること	感染症の予防	3	5	9							
					救護所の設置に關すること	応急医療体制の確立	3	4	5				救護所の設置に關すること	応急医療体制の確立	3	4	5							
						応援関係機関との連携	3	4	5					応援関係機関との連携	3	4	5							
				後方支援	健康課	後方支援	避難所での健康管理に關すること	健康調査・健康相談・ <u>保健医療サービス、福祉サービスの提供</u>	3	5	8	後方支援	経営企画課 医療事務課 健診センター 室	後方支援	避難所での健康管理に關すること	<u>健康調査・健康相談</u>	3		5	8				
							応急用の医療資機材、医薬品の調達に關すること	必要物資調達体制の整備	3	1	9				応急用の医療資機材、医薬品の調達に關すること	必要物資調達体制の整備	3		1	4				
								医療保健チームの後方支援に關すること	-	-	-					医療保健チームの後方支援に關すること	-		-	-				
				現場対応	健康課 経営企画課 医療事務課 健診センター 室	現場対応	救護所の運営に關すること	応急医療体制の確立	3	4	5	現場対応	医療保健チーム	現場対応	救護所の運営に關すること	応急医療体制の確立	3		4	5				
							<u>在宅避難者対策</u>	3	5	1	<u>在宅避難者対策</u>				3	5	2							
								<u>保健医療サービス・福祉サービスの提供</u>	3	5					2	<u>保健医療サービス・福祉サービスの提供</u>	3		5	2				
							被災者の健康管理に關すること	健康課 経営企画課 医療事務課 健診センター 室	現場対応	臨時予防接種の実施	3				5	8	被災者の健康管理に關すること		医療保健チーム	現場対応	臨時予防接種の実施	3	5	8
										食品衛生対策	3				5	10					食品衛生対策	3	5	10
										心身の健康相談等の実施	3				4	16					心身の健康相談等の実施	3	4	16
										こころのケア	3				5	8					こころのケア	3	5	8
										健康調査・健康相談・ <u>保健医療サービス、福祉サービスの提供</u>	3				5	8					健康調査・健康相談・ <u>保健医療サービス、福祉サービスの提供</u>	3	5	8
										保健、医療の充実	3				9	2					保健、医療の充実	3	9	2
										スクリーニング及び除染の実施	3				4	16					スクリーニング及び除染の実施	3	4	16

P	節項	修正後	修正前	修正理由																
36 ～ 37	第4節 防災上の事務又は業務の大綱	2 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱 ④ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>機関の名称</th> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>東京管区気象台 <u>(津地方気象台)</u></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>機関の名称</th> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td><u>NTT</u> 西日本株式会社三重支店</td> </tr> </table>	分類	機関の名称	指定地方行政機関	東京管区気象台 <u>(津地方気象台)</u>	分類	機関の名称	指定公共機関	<u>NTT</u> 西日本株式会社三重支店	2 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱 ④ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>機関の名称</th> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>東京管区気象台</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>機関の名称</th> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td>西日本<u>電信電話</u>株式会社三重支店</td> </tr> </table>	分類	機関の名称	指定地方行政機関	東京管区気象台	分類	機関の名称	指定公共機関	西日本 <u>電信電話</u> 株式会社三重支店	表記の変更 社名変更
分類	機関の名称																			
指定地方行政機関	東京管区気象台 <u>(津地方気象台)</u>																			
分類	機関の名称																			
指定公共機関	<u>NTT</u> 西日本株式会社三重支店																			
分類	機関の名称																			
指定地方行政機関	東京管区気象台																			
分類	機関の名称																			
指定公共機関	西日本 <u>電信電話</u> 株式会社三重支店																			

第2編 自助・共助

第1章 災害への備え

46	第2節 防災に対する知識を習得する	④ インターネット <table border="1"> <tr> <th>サイト名</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td>三重県河川国道事務所ホームページ</td> <td>河川の現状映像（ライブカメラ）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省「川の防災情報」</td> <td>川の水位、雨量、ダムの水位</td> </tr> <tr> <td>三重県防災対策部「防災みえ. j p」（県の取り組み）</td> <td>緊急ニュース、県内の被害状況・避難情報等の発令状況、国・県管理の河川の水位等</td> </tr> <tr> <td>三重県土砂災害情報提供システム</td> <td>県内の雨量観測局における雨量、地すべり危険箇所の分布等</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>警報等の発表状況、大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）</td> </tr> <tr> <td>伊勢市ホームページ</td> <td>通行止め状況、避難情報、<u>削除</u></td> </tr> </table>	サイト名	概要	三重県河川国道事務所ホームページ	河川の現状映像（ライブカメラ）	国土交通省「川の防災情報」	川の水位、雨量、ダムの水位	三重県防災対策部「防災みえ. j p」（県の取り組み）	緊急ニュース、県内の被害状況・避難情報等の発令状況、国・県管理の河川の水位等	三重県土砂災害情報提供システム	県内の雨量観測局における雨量、地すべり危険箇所の分布等	気象庁ホームページ	警報等の発表状況、大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）	伊勢市ホームページ	通行止め状況、避難情報、 <u>削除</u>	④ インターネット <table border="1"> <tr> <th>サイト名</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td>三重県河川国道事務所ホームページ</td> <td>河川の現状映像（ライブカメラ）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省「川の防災情報」</td> <td>川の水位、雨量、ダムの水位</td> </tr> <tr> <td>三重県防災対策部「防災みえ. j p」（県の取り組み）</td> <td>緊急ニュース、県内の被害状況・避難情報等の発令状況、国・県管理の河川の水位等</td> </tr> <tr> <td>三重県土砂災害情報提供システム</td> <td>県内の雨量観測局における雨量、地すべり危険箇所の分布等</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>警報等の発表状況、大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）</td> </tr> <tr> <td>伊勢市ホームページ</td> <td>通行止め状況、避難情報、<u>土砂災害メッシュ情報</u></td> </tr> </table>	サイト名	概要	三重県河川国道事務所ホームページ	河川の現状映像（ライブカメラ）	国土交通省「川の防災情報」	川の水位、雨量、ダムの水位	三重県防災対策部「防災みえ. j p」（県の取り組み）	緊急ニュース、県内の被害状況・避難情報等の発令状況、国・県管理の河川の水位等	三重県土砂災害情報提供システム	県内の雨量観測局における雨量、地すべり危険箇所の分布等	気象庁ホームページ	警報等の発表状況、大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）	伊勢市ホームページ	通行止め状況、避難情報、 <u>土砂災害メッシュ情報</u>	
サイト名	概要																															
三重県河川国道事務所ホームページ	河川の現状映像（ライブカメラ）																															
国土交通省「川の防災情報」	川の水位、雨量、ダムの水位																															
三重県防災対策部「防災みえ. j p」（県の取り組み）	緊急ニュース、県内の被害状況・避難情報等の発令状況、国・県管理の河川の水位等																															
三重県土砂災害情報提供システム	県内の雨量観測局における雨量、地すべり危険箇所の分布等																															
気象庁ホームページ	警報等の発表状況、大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）																															
伊勢市ホームページ	通行止め状況、避難情報、 <u>削除</u>																															
サイト名	概要																															
三重県河川国道事務所ホームページ	河川の現状映像（ライブカメラ）																															
国土交通省「川の防災情報」	川の水位、雨量、ダムの水位																															
三重県防災対策部「防災みえ. j p」（県の取り組み）	緊急ニュース、県内の被害状況・避難情報等の発令状況、国・県管理の河川の水位等																															
三重県土砂災害情報提供システム	県内の雨量観測局における雨量、地すべり危険箇所の分布等																															
気象庁ホームページ	警報等の発表状況、大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）																															
伊勢市ホームページ	通行止め状況、避難情報、 <u>土砂災害メッシュ情報</u>																															
46	第2節 防災に対する知識を習得する	⑤ 防災アプリ Yahoo!JAPAN の防災速報アプリ、 <u>みえ防災ナビ</u> からも、伊勢市を自分の地域に設定するか位置情報を利用すれば、災害情報を取得することができます。	⑤ 防災アプリ Yahoo!JAPAN の防災速報アプリからも、伊勢市を自分の地域に設定するか位置情報を利用すれば、災害情報を取得することができます。	三重県地域 防災計画修正																												
47	第3節 防災情報を入手する	●防災メール 防災行政無線の放送内容と火災情報、防犯情報を登録したメールアドレスへ配信するサービスです。 ● <u>伊勢市公式 LINE</u> <u>友だち登録し、受信設定をしていただくことで、防災行政無線の放送内容と火災情報、防犯情報を受け取ることができます。</u> ●防災行政無線電話サービス 防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。	●防災メール 防災行政無線の放送内容と火災情報、防犯情報を登録したメールアドレスへ配信するサービスです。 ●防災行政無線電話サービス 防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。																													

P	節項	修正後	修正前	修正理由
51	第4節 家庭での対策	3 備蓄対策 市民の皆さんは、被災直後の生活を支えるため、食料等の備蓄品について家族一人あたり最低3日分（7日間分以上を目標としてください）の備蓄に努めましょう。また、乳幼児がいる家庭では、粉ミルク、おしりふき、紙おむつ等の備蓄に努め、持病をお持ちの方は日頃使用する薬を、 <u>食物アレルギーがある方はアレルギー対応食を</u> 、高齢者や障がい者がいる家庭では、紙おむつや日頃使用する薬といったように、一人一人の生活事情に応じた道具、消耗品に配慮して備蓄しましょう。	3 備蓄対策 市民の皆さんは、被災直後の生活を支えるため、食料等の備蓄品について、家族一人あたり最低3日分（7日間分以上を目標としてください）の備蓄に努めましょう。また、乳幼児がいる家庭では、粉ミルク、おしりふき、紙おむつ等の備蓄に努め、持病をお持ちの方は日頃使用する薬を、高齢者や障がい者がいる家庭では、紙おむつや日頃使用する薬といったように、一人一人の生活事情に応じた道具、消耗品に配慮して備蓄しましょう。	防災基本計画の改定
54	第3節 防災情報を入手する	13 木造住宅の無料耐震診断・耐震補強(設計・工事等)補助制度（住宅政策課） ② 木造住宅耐震補強設計事業費補助金 木造住宅の無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と診断された場合で、耐震補強設計書を作成する場合に要した費用の <u>一部の補助を受けることができます。(※精密診断法に基づく耐震補強設計の場合は増額)</u>	13 木造住宅の無料耐震診断・耐震補強(設計・工事等)補助制度（住宅政策課） ② 木造住宅耐震補強設計事業費補助金 木造住宅の無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と診断された場合で、耐震補強設計書を作成する場合に要した費用の <u>2/3(上限あり)の補助を受けることができます。</u>	
55	第3節 防災情報を入手する	16 救命講習の実施(消防課) 消防本部では、心肺蘇生法(AED含む)や、けがの応急手当を習得していただくため、市民の皆さんや市内の事業所等を対象として救命講習を行っています。実施日程については、伊勢市 <u>消防本部</u> ホームページをご覧ください。	16 救命講習の実施(消防課) (消防課) 消防本部では、心肺蘇生法(AED含む)や、けがの応急手当を習得していただくため、市民の皆さんや市内の事業所等を対象として救命講習を行っています。実施日程については、 <u>伊勢市ホームページ</u> をご覧ください。	
61	第6節 事業所の防災対策	1 職場での日頃の備え (共通) ア 災害発生直後に必要な物資は確保する事が難しくなります。市では事業所向けに備蓄をしていませんので、来訪していた顧客等の安全確保や従業員の帰宅困難対策に必要な物資、また、事業継続や速やかな復旧活動を行うための物資は事業所自らが備えておきましょう。 イ 職場の場所はどのような災害の危険性があるのか伊勢市防災マップで確認しておきましょう。 ウ 気象情報や市からの防災情報を取得するために、情報取得の手段を検討しておきましょう。 <u>エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成します。また、作成した計画は市長に報告し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。</u>	1 職場での日頃の備え (共通) ア 災害発生直後に必要な物資は確保する事が難しくなります。市では事業所向けに備蓄をしていませんので、来訪していた顧客等の安全確保や従業員の帰宅困難対策に必要な物資、また、事業継続や速やかな復旧活動を行うための物資は事業所自らが備えておきましょう。 イ 職場の場所はどのような災害の危険性があるのか伊勢市防災マップで確認しておきましょう。 ウ 気象情報や市からの防災情報を取得するために、情報取得の手段を検討しておきましょう。	

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																						
第2章 いのちを守る																																																																										
72	第2節 適切な避難行動をとる	<p>市の取り組み</p> <p>37 避難所の位置づけ</p> <table border="1" data-bbox="430 327 1528 1297"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> <th>基本法での位置づけ</th> <th>開設</th> <th>運営者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所</td> <td>職員を派遣し、市が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設</td> <td>指定緊急避難場所</td> <td>市</td> <td>市と自治会の協同</td> </tr> <tr> <td>自主避難所</td> <td>避難指示を発令する前に自主避難できるように開設する避難所</td> <td>指定緊急避難場所</td> <td>市</td> <td>市と自治会の協同</td> </tr> <tr> <td>津波緊急避難所(場所)</td> <td>津波から一時的に避難する施設・場所であり、避難生活をする場所ではない</td> <td>指定緊急避難場所</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所 <u>(指定福祉避難所)</u></td> <td>市と福祉避難所としての協定を締結している施設。施設の管理者が運営する 常時介護を必要とするなど、指定避難所などでの生活が困難な方が避難生活をする</td> <td>指定避難所</td> <td>—</td> <td>施設管理者</td> </tr> <tr> <td>自治会避難所</td> <td>自治会が自主的に開設、運営する避難所</td> <td>—</td> <td>自治会</td> <td>自治会</td> </tr> <tr> <td>避難生活施設 <u>(指定一般避難所)</u></td> <td>災害の危険が去った後に帰宅できない方のために避難生活を目的として開設する施設</td> <td>指定避難所</td> <td>市</td> <td>市と自治会の協同</td> </tr> </tbody> </table>	区分	概要	基本法での位置づけ	開設	運営者	指定避難所	職員を派遣し、市が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同	自主避難所	避難指示を発令する前に自主避難できるように開設する避難所	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同	津波緊急避難所(場所)	津波から一時的に避難する施設・場所であり、避難生活をする場所ではない	指定緊急避難場所	—	—	福祉避難所 <u>(指定福祉避難所)</u>	市と福祉避難所としての協定を締結している施設。施設の管理者が運営する 常時介護を必要とするなど、指定避難所などでの生活が困難な方が避難生活をする	指定避難所	—	施設管理者	自治会避難所	自治会が自主的に開設、運営する避難所	—	自治会	自治会	避難生活施設 <u>(指定一般避難所)</u>	災害の危険が去った後に帰宅できない方のために避難生活を目的として開設する施設	指定避難所	市	市と自治会の協同	<p>市の取り組み</p> <p>37 避難所の位置づけ</p> <table border="1" data-bbox="1552 327 2650 1297"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> <th>基本法での位置づけ</th> <th>開設</th> <th>運営者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所</td> <td>職員を派遣し、市が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設</td> <td>指定緊急避難場所</td> <td>市</td> <td>市と自治会の協同</td> </tr> <tr> <td>自主避難所</td> <td>避難指示を発令する前に自主避難できるように開設する避難所</td> <td>指定緊急避難場所</td> <td>市</td> <td>市と自治会の協同</td> </tr> <tr> <td>津波緊急避難所(場所)</td> <td>津波から一時的に避難する施設・場所であり、避難生活をする場所ではない</td> <td>指定緊急避難場所</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所</td> <td>市と福祉避難所としての協定を締結している施設。施設の管理者が運営する 常時介護を必要とするなど、指定避難所などでの生活が困難な方が避難生活をする</td> <td>指定避難所</td> <td>—</td> <td>施設管理者</td> </tr> <tr> <td>自治会避難所</td> <td>自治会が自主的に開設、運営する避難所</td> <td>—</td> <td>自治会</td> <td>自治会</td> </tr> <tr> <td>避難生活施設</td> <td>災害の危険が去った後に帰宅できない方のために避難生活を目的として開設する施設</td> <td>指定避難所</td> <td>市</td> <td>市と自治会の協同</td> </tr> </tbody> </table>	区分	概要	基本法での位置づけ	開設	運営者	指定避難所	職員を派遣し、市が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同	自主避難所	避難指示を発令する前に自主避難できるように開設する避難所	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同	津波緊急避難所(場所)	津波から一時的に避難する施設・場所であり、避難生活をする場所ではない	指定緊急避難場所	—	—	福祉避難所	市と福祉避難所としての協定を締結している施設。施設の管理者が運営する 常時介護を必要とするなど、指定避難所などでの生活が困難な方が避難生活をする	指定避難所	—	施設管理者	自治会避難所	自治会が自主的に開設、運営する避難所	—	自治会	自治会	避難生活施設	災害の危険が去った後に帰宅できない方のために避難生活を目的として開設する施設	指定避難所	市	市と自治会の協同	災害対策基本法施行規則改正
区分	概要	基本法での位置づけ	開設	運営者																																																																						
指定避難所	職員を派遣し、市が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同																																																																						
自主避難所	避難指示を発令する前に自主避難できるように開設する避難所	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同																																																																						
津波緊急避難所(場所)	津波から一時的に避難する施設・場所であり、避難生活をする場所ではない	指定緊急避難場所	—	—																																																																						
福祉避難所 <u>(指定福祉避難所)</u>	市と福祉避難所としての協定を締結している施設。施設の管理者が運営する 常時介護を必要とするなど、指定避難所などでの生活が困難な方が避難生活をする	指定避難所	—	施設管理者																																																																						
自治会避難所	自治会が自主的に開設、運営する避難所	—	自治会	自治会																																																																						
避難生活施設 <u>(指定一般避難所)</u>	災害の危険が去った後に帰宅できない方のために避難生活を目的として開設する施設	指定避難所	市	市と自治会の協同																																																																						
区分	概要	基本法での位置づけ	開設	運営者																																																																						
指定避難所	職員を派遣し、市が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同																																																																						
自主避難所	避難指示を発令する前に自主避難できるように開設する避難所	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同																																																																						
津波緊急避難所(場所)	津波から一時的に避難する施設・場所であり、避難生活をする場所ではない	指定緊急避難場所	—	—																																																																						
福祉避難所	市と福祉避難所としての協定を締結している施設。施設の管理者が運営する 常時介護を必要とするなど、指定避難所などでの生活が困難な方が避難生活をする	指定避難所	—	施設管理者																																																																						
自治会避難所	自治会が自主的に開設、運営する避難所	—	自治会	自治会																																																																						
避難生活施設	災害の危険が去った後に帰宅できない方のために避難生活を目的として開設する施設	指定避難所	市	市と自治会の協同																																																																						
第3章 いのちをつなぐ																																																																										
79	第1節 避難所を主体的に運営する	<p>4 4 避難所の運営</p> <p>① 市の役割</p> <p>市は、避難所担当職員を派遣し（警報発表中の津波緊急避難所を除く）、避難所の立ち上げを行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難所等におけるレイアウトや動線等の確認など、感染症対策を取り入れた防災対策を推進します。</u></p>	<p>4 4 避難所の運営</p> <p>① 市の役割</p> <p>市は、避難所担当職員を派遣し（警報発表中の津波緊急避難所を除く）、避難所の立ち上げを行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。</p>	防災基本計画修正																																																																						

P	節項	修正後	修正前	修正理由
第4章 再建への足掛かり				
83	第2節 様々な支援を活用した生活復旧	<p>47 被害認定調査(生活再建チーム)</p> <p>被害認定調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって、原則として被害を受けた全ての家屋を対象に市が実施します。同指針には、地震による被害、水害による被害、風害による被害について、その判定基準が定められています。なお、火災については、消防庁が定めた「火災報告取扱要領」によって消防本部が実施します。</p> <p>被害認定調査では職員が現地調査等を行うため、広範囲で被害が発生した場合、調査完了までに多くの日数を要する可能性があります(大規模な災害が発生し、被害が多数発生している場合は、迅速に罹災証明書の発行を行うために、外観だけで調査する方法をとる場合もあります)。</p> <p>住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合(=損害割合)に基づき、被害の程度を判定します。<u>(削除)</u></p> <p>また、被害認定調査の結果に不服がある場合には、再調査を申請することができます。</p>	<p>47 被害認定調査(生活再建チーム)</p> <p>被害認定調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって、原則として被害を受けた全ての家屋を対象に市が実施します。同指針には、地震による被害、水害による被害、風害による被害について、その判定基準が定められています。なお、火災については、消防庁が定めた「火災報告取扱要領」によって消防本部が実施します。</p> <p>被害認定調査では職員が現地調査等を行うため、広範囲で被害が発生した場合、調査完了までに多くの日数を要する可能性があります(大規模な災害が発生し、被害が多数発生している場合は、迅速に罹災証明書の発行を行うために、外観だけで調査する方法をとる場合もあります)。</p> <p>住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合(=損害割合)に基づき、被害の程度を判定します。<u>これを『罹災判定』といいます。</u></p> <p>また、被害認定調査の結果に不服がある場合には、再調査を申請することができます。</p>	
86	第2節 様々な支援を活用した生活復旧	<u>(削除)</u>	<p>50 人的被害に対する支援</p> <p><u>⑥ 恩給共済年金担保融資</u></p> <p><u>ア 借入の手続</u></p> <p><u>貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫に提出</u></p> <p><u>イ 貸付金の限度、機関等</u></p> <p><u>貸付額 恩給年額の3年分以内の額、ただし、最高は、250万円です。</u></p> <p><u>償還期限 3年以内</u></p>	

P	節項	修正後	修正前	修正理由																				
89	第2節 様々な支援を活用した生活復旧	<p>53 住宅再建に対する支援策(住宅政策課)</p> <p>① 災害復興住宅融資【担当:独立行政法人住宅金融支援機構】</p> <p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、ご自分が居住するための住宅を建設、購入若しくは補修する方がご利用できます。</p> <p>ア 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方 <p>【建築・新築】住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」</p> <p>※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方は、当該罹災証明書(写)の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができます(「準半壊」、「一部損壊」等は対象になりません。)</p> <p>【補修】住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」を交付されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修される方 ・年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(=総返済負担率)が次の基準を満たす方 	<p>53 住宅再建に対する支援策(住宅政策課)</p> <p>① 災害復興住宅融資【担当:独立行政法人住宅金融支援機構】</p> <p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、ご自分が居住するための住宅を建設、購入若しくは補修する方がご利用できます。</p> <p>ア 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方 <p>【建築・新築】住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方(「一部破損」等の場合は【補修】のみが対象)</p> <p>【補修】住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」を交付されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修される方 ・年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(=総返済負担率)が次の基準を満たす方 																					
89	第2節 様々な支援を活用した生活復旧	<p>53 住宅再建に対する支援策(住宅政策課)</p> <p>① 災害復興住宅融資【担当:独立行政法人住宅金融支援機構】</p> <p>イ 融資限度額</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">建設</th> <th rowspan="2">購入</th> <th rowspan="2">補修</th> </tr> <tr> <th>土地を取得する場合</th> <th>土地を取得しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,500万円(注1)</td> <td>4,500万円(注1)</td> <td>3,700万円(注1)</td> <td>2,500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 被災親族同居の場合は640万円が加算されます。被災親族同居とは、申込本人と親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設され、又は購入された住宅に申込本人と同居する場合をいいます。</p>	建設		購入	補修	土地を取得する場合	土地を取得しない場合	5,500万円(注1)	4,500万円(注1)	3,700万円(注1)	2,500万円	<p>53 住宅再建に対する支援策(住宅政策課)</p> <p>① 災害復興住宅融資【担当:独立行政法人住宅金融支援機構】</p> <p>イ 融資限度額</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">建設</th> <th rowspan="2">購入</th> <th rowspan="2">補修</th> </tr> <tr> <th>土地を取得する場合</th> <th>土地を取得しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,700万円(注1)</td> <td>2,700万円(注1)</td> <td>3,700万円(注1)</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 被災親族同居の場合は640万円が加算されます。被災親族同居とは、申込本人と親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設され、又は購入された住宅に申込本人と同居する場合をいいます。</p>	建設		購入	補修	土地を取得する場合	土地を取得しない場合	3,700万円(注1)	2,700万円(注1)	3,700万円(注1)	1,200万円	
建設		購入	補修																					
土地を取得する場合	土地を取得しない場合																							
5,500万円(注1)	4,500万円(注1)	3,700万円(注1)	2,500万円																					
建設		購入	補修																					
土地を取得する場合	土地を取得しない場合																							
3,700万円(注1)	2,700万円(注1)	3,700万円(注1)	1,200万円																					
94	第5節 復興まちづくり	<p>表 市と県の取り組み一覧</p> <table border="1" style="width:100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>取組</th> <th colspan="2">担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34</td> <td>避難行動要支援者の安全確保</td> <td>市</td> <td>高齢障がい福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	番号	取組	担当部署		34	避難行動要支援者の安全確保	市	高齢障がい福祉課	<p>表 市と県の取り組み一覧</p> <table border="1" style="width:100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>取組</th> <th colspan="2">担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34</td> <td>避難行動要支援者の安全確保</td> <td>市</td> <td>高齢者支援課</td> </tr> </tbody> </table>	番号	取組	担当部署		34	避難行動要支援者の安全確保	市	高齢者支援課					
番号	取組	担当部署																						
34	避難行動要支援者の安全確保	市	高齢障がい福祉課																					
番号	取組	担当部署																						
34	避難行動要支援者の安全確保	市	高齢者支援課																					

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																				
95	第5節 復興まちづくり	表 市と県の取り組み一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>取組</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43</td> <td>沿岸部の津波緊急避難所への侵入方法確保</td> <td>市 <u>危機管理課</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	取組	担当部署	43	沿岸部の津波緊急避難所への侵入方法確保	市 <u>危機管理課</u>	表 市と県の取り組み一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>取組</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43</td> <td>沿岸部の津波緊急避難所への侵入方法確保</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	番号	取組	担当部署	43	沿岸部の津波緊急避難所への侵入方法確保	市																									
番号	取組	担当部署																																						
43	沿岸部の津波緊急避難所への侵入方法確保	市 <u>危機管理課</u>																																						
番号	取組	担当部署																																						
43	沿岸部の津波緊急避難所への侵入方法確保	市																																						
第3編 公助																																								
第1章 災害応急活動の体制づくり																																								
97	第2節 情報収集・伝達 体制の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 情報収集伝達手段の強化</td> <td>全ての課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市職員は、職員研修や図上の訓練等を通じて、日頃から通信手段の活用方法、各種機器の操作方法の習熟に努めます。 <u>また、情報通信技術等の活用に努めます。（基本法第51条第2項）</u></td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3 情報の整理、分析</td> <td>全ての課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">収集した情報を的確に応急活動に反映していくためには、入手した情報を的確に整理する必要があります。市ではGIS（地図情報システム）等の地理情報マップを作成し、的確な情報整理、分析を行います。<u>また、情報の共有を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めます。</u>（基本法第51条）</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	2 情報収集伝達手段の強化	全ての課	—	市職員は、職員研修や図上の訓練等を通じて、日頃から通信手段の活用方法、各種機器の操作方法の習熟に努めます。 <u>また、情報通信技術等の活用に努めます。（基本法第51条第2項）</u>			対策名	担当	関係機関	3 情報の整理、分析	全ての課	—	収集した情報を的確に応急活動に反映していくためには、入手した情報を的確に整理する必要があります。市ではGIS（地図情報システム）等の地理情報マップを作成し、的確な情報整理、分析を行います。 <u>また、情報の共有を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めます。</u> （基本法第51条）			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 情報収集伝達手段の強化</td> <td>全ての課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市職員は、職員研修や図上の訓練等を通じて、日頃から通信手段の活用方法、各種機器の操作方法の習熟に努めます。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3 情報の整理、分析</td> <td>全ての課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">収集した情報を的確に応急活動に反映していくためには、入手した情報を的確に整理する必要があります。市ではGIS（地図情報システム）等の地理情報マップを作成し、的確な情報整理、分析を行います。（基本法第51条）</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	2 情報収集伝達手段の強化	全ての課	—	市職員は、職員研修や図上の訓練等を通じて、日頃から通信手段の活用方法、各種機器の操作方法の習熟に努めます。			対策名	担当	関係機関	3 情報の整理、分析	全ての課	—	収集した情報を的確に応急活動に反映していくためには、入手した情報を的確に整理する必要があります。市ではGIS（地図情報システム）等の地理情報マップを作成し、的確な情報整理、分析を行います。（基本法第51条）			災害対策基本法改正
対策名	担当	関係機関																																						
2 情報収集伝達手段の強化	全ての課	—																																						
市職員は、職員研修や図上の訓練等を通じて、日頃から通信手段の活用方法、各種機器の操作方法の習熟に努めます。 <u>また、情報通信技術等の活用に努めます。（基本法第51条第2項）</u>																																								
対策名	担当	関係機関																																						
3 情報の整理、分析	全ての課	—																																						
収集した情報を的確に応急活動に反映していくためには、入手した情報を的確に整理する必要があります。市ではGIS（地図情報システム）等の地理情報マップを作成し、的確な情報整理、分析を行います。 <u>また、情報の共有を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めます。</u> （基本法第51条）																																								
対策名	担当	関係機関																																						
2 情報収集伝達手段の強化	全ての課	—																																						
市職員は、職員研修や図上の訓練等を通じて、日頃から通信手段の活用方法、各種機器の操作方法の習熟に努めます。																																								
対策名	担当	関係機関																																						
3 情報の整理、分析	全ての課	—																																						
収集した情報を的確に応急活動に反映していくためには、入手した情報を的確に整理する必要があります。市ではGIS（地図情報システム）等の地理情報マップを作成し、的確な情報整理、分析を行います。（基本法第51条）																																								
98	第3節 消防体制の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 林野火災予防対策</td> <td>消防本部</td> <td>三重県、自衛隊</td> </tr> <tr> <td colspan="3">林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火及び消防用水の供給の要請体制の確立に努めます。 <u>また、林野火災を未然に防ぐため、乾燥注意報及び強風注意報（暴風警報）が発表又は林野火災の予防上注意を要すると認めたときは、林野火災注意報を発します。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">☛消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P.91</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	3 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊	林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火及び消防用水の供給の要請体制の確立に努めます。 <u>また、林野火災を未然に防ぐため、乾燥注意報及び強風注意報（暴風警報）が発表又は林野火災の予防上注意を要すると認めたときは、林野火災注意報を発します。</u>			☛消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P.91			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 林野火災予防対策</td> <td>消防本部</td> <td>三重県、自衛隊</td> </tr> <tr> <td colspan="3">林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火及び消防用水の供給の要請体制の確立に努めます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">☛消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P.91</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	3 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊	林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火及び消防用水の供給の要請体制の確立に努めます。			☛消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P.91															
対策名	担当	関係機関																																						
3 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊																																						
林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火及び消防用水の供給の要請体制の確立に努めます。 <u>また、林野火災を未然に防ぐため、乾燥注意報及び強風注意報（暴風警報）が発表又は林野火災の予防上注意を要すると認めたときは、林野火災注意報を発します。</u>																																								
☛消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P.91																																								
対策名	担当	関係機関																																						
3 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊																																						
林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火及び消防用水の供給の要請体制の確立に努めます。																																								
☛消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P.91																																								

P	節項	修正後			修正前			修正理由	
		対策名	担当	関係機関	対策名	担当課	関係機関		
103	第7節 緊急輸送体制の整備	5	緊急通行車両 確認証明書及び標章の交付	資産経営課	伊勢警察署	5	緊急通行車両の事前届出	資産経営課	伊勢警察署
		<p>災害時に緊急車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、緊急車両確認標章等の交付を事前に受けておきます。<u>（基本法施行令第32条の2、基本法施行令第33条）</u></p> <p>☛緊急通行車両等の確認届出手続等 P.96</p>			<p>災害時に緊急車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、緊急車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けておきます。</p> <p>☛緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート P.96</p>				
104		6	物資拠点における支援物資受入れ・配送体系の構築	危機管理課、物資チーム	伊勢志摩総合地方卸売市場(株)、他物流事業者	6	物資拠点における支援物資受入れ・配送体系の構築	危機管理課、物資チーム	伊勢志摩総合地方卸売市場(株)、他物流事業者
		<p>支援物資を迅速・円滑に避難所に届けるため、物資拠点となる伊勢志摩総合地方卸売市場の受入れ、仕分け、配送の体系を構築します。</p>			<p>支援物資を迅速・円滑に避難所に届けるため、物資拠点となる伊勢志摩総合地方卸売市場の受入れ、仕分け、配送の体系を構築します。</p>				
104		3	情報伝達・避難誘導體制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課、 維持課、監理課、危機管理課	—	3	情報伝達・避難誘導體制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課	—
		<p>要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制作りを推進します。</p> <p>また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。</p> <p><u>これに加え、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めます。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2、津波防災地域づくり法第71条）</u></p> <p>☛浸水区域内要配慮者利用施設 P.58</p>			<p>要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制作りを推進します。</p> <p>また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。</p> <p>☛浸水区域内要配慮者利用施設 P.58</p>				

P	節項	修正後			修正前			修正理由
		対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関	
106	第9節 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄、調達	2 市の備蓄の推進	危機管理課	—	2 市の備蓄の推進	危機管理課	—	災害対策基本法改正 新物資システムの運用開始
		市に想定される 南海トラフ地震 の被害想定に基づき作成した備蓄計画に基づき、計画的な配備に努めます。避難所における感染症対策用の物品についても備蓄を行います。また、備蓄物資を計画的に点検し災害発生時にその機能を十分発揮できるよう努め、 <u>備蓄品の項目、数量の公表を行います。</u> （基本法第49条）			市に想定される 南海トラフ地震 の被害想定に基づき作成した備蓄計画に基づき、計画的な配備に努めます。避難所における感染症対策用の物品についても備蓄を行います。また、備蓄物資を計画的に点検し災害発生時にその機能を十分発揮できるよう努めます。 また、物資や機材の管理は「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用します。			
		4 物資管理体制の構築	物資チーム	—	4 物資管理体制の構築	物資チーム	—	
		災害時に、市の備蓄物資や、プッシュ型を含む支援物資の入在庫管理及び避難所等への配送を適切かつ円滑に行うため、物資拠点の運営を物流事業者等へ委託します。また、物資や機材の管理は「 <u>新物資システム（B-PLo）</u> 」を活用します。			災害時に、市の備蓄物資や、プッシュ型を含む支援物資の入在庫管理及び避難所等への配送を適切かつ円滑に行うため、物資拠点の運営を物流事業者等へ委託します。また、物資や機材の管理は「 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> 」を活用します。			
113	第16節 業務継続に備える	7 通信対策	全ての課	—	7 通信対策	全ての課	—	三重県地域 防災計画
		電話やインターネットが途絶した際の代替手段として、衛星携帯電話やトランシーバー等を整備し多重の対策を行います。また、使用方法について適宜訓練を実施し職員の習熟度の向上を図ります。 また、インターネットによる情報通信を早期に活用できるよう、 <u>衛星インターネット通信機器</u> を整備し、災害に備えます。			電話やインターネットが途絶した際の代替手段として、衛星携帯電話やトランシーバー等を整備し多重の対策を行います。また、使用方法について適宜訓練を実施し職員の習熟度の向上を図ります。 また、令和6年能登半島地震を受けて、インターネットによる情報通信を早期に復旧できるよう、 <u>衛星インターネット等</u> を整備し、災害に備えます。			
第2章 災害に強いまちづくり								
115	第2節 治水防災計画	3 公共下水道雨水施設の整備	<u>下水道課</u>	三重河川国道事務所、三重県	3 公共下水道雨水施設の整備	<u>下水道建設課、下水道施設管理課</u>	三重河川国道事務所、三重県	
		風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。			風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。			
119	第6節 上下水道施設災害予防計画	1 <u>急所施設の耐震化</u> 及び耐水化	上下水道部	三重県	1 <u>重要施設の耐震性強化</u> 及び耐水化	上下水道部	三重県	
		災害による被害を最小限に抑えるため、 <u>急所施設の耐震化</u> 及び耐水化を図ります。			災害による被害を最小限に抑えるため、 <u>重要施設の耐震性強化</u> 及び耐水化を図ります。			

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																
第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ																																				
120	第1節 災害対策本部の 設置	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 県、国による代行</td> <td>全てのチーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第73条、第78条の2）</td> </tr> <tr> <td>6 災害対応の進行管理</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>各チームが実施する災害対応の進行管理を行い、全体の進捗を把握します。また、進捗状況を客観的に把握し、遅れがある場合は対応チームと今後の方針を企画します。</p>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	5 県、国による代行	全てのチーム							災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第73条、第78条の2）								6 災害対応の進行管理	企画チーム							<p>1 実施業務</p> <p><u>(新設)</u></p>	業務見直し
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																													
5 県、国による代行	全てのチーム																																			
災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第73条、第78条の2）																																				
6 災害対応の進行管理	企画チーム																																			
123	第2節 情報の収集・伝 達	<p>2 主な連絡先となる関係機関等と役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 西日本(株)</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	NTT 西日本(株)	被害状況や復旧見込みの情報提供	<p>2 主な連絡先となる関係機関等と役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話(株)</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	西日本電信電話(株)	被害状況や復旧見込みの情報提供	社名変更																								
連携先	役割																																			
NTT 西日本(株)	被害状況や復旧見込みの情報提供																																			
連携先	役割																																			
西日本電信電話(株)	被害状況や復旧見込みの情報提供																																			
126	第4節 受援体制の確立	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5 活動拠点の確保</th> <th>企画チーム、消防チーム</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。</td> </tr> </tbody> </table>	5 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム							自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。								<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5 活動拠点の確保</th> <th>企画チーム、消防チーム</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。</td> </tr> </tbody> </table>	5 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム							自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。								
5 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム																																			
自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。																																				
5 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム																																			
自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。																																				
130 ～ 131	第5節 災害救助法の適 用	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害救助法の適用</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>救助法の適用を迅速に判断し、災害による同法の適用基準に該当する場合又は該当すると予想される場合は、県知事に同法の適用を申請します。また、決定後は各チームで適切に運用するとともに、請求等に係る救助内容のとりまとめを行い、県に報告します。</p> <p>なお、救助法の適用にあたっては、災害救助法施行令第1条第1項第4号で定められる、被害情報が不明、未確定で正確には判明していない場合や災害による被害の発生が将来予測される場合、<u>災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合に適用要請を行うことができる基準を原則採用し、災害に対して迅速に対応します。</u></p> <p>また、救助の程度については、被害の実情に応じて特別基準の設定を前提に検討を行います。</p> <p>関係資料</p> <p>☛災害救助法適用基準 P.118</p>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 災害救助法の適用	企画チーム							<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害救助法の適用</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>救助法の適用を迅速に判断し、災害による同法の適用基準に該当する場合又は該当すると予想される場合は、県知事に同法の適用を申請します。また、決定後は各チームで適切に運用するとともに、請求等に係る救助内容のとりまとめを行い、県に報告します。</p> <p>なお、救助法の適用にあたっては、災害救助法施行令第1条第1項第4号で定められる、被害情報が不明、未確定で正確には判明していない場合や災害による被害の発生が将来予測される場合に適用申請を行うことができる基準を原則採用し、災害に対して迅速に対応します。</p> <p>また、救助の程度については、被害の実情に応じて特別基準の設定を前提に検討を行います。</p> <p>関係資料</p> <p>☛災害救助法適用基準 P.118</p>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 災害救助法の適用	企画チーム							災害対策基本法改正
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																													
1 災害救助法の適用	企画チーム																																			
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																													
1 災害救助法の適用	企画チーム																																			

P	節項	修正後	修正前	修正理由
		災害救助法様式 1 災害救助費概算額調 P.524 災害救助法様式 2 災害救助基金報告書 P.525 災害救助法様式 3-1 おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況 P.526 災害救助法様式 3-2 避難所設置及び避難生活状況 P.527 災害救助法様式 4-1①（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅） P.528 災害救助法様式 4-1②（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（その2）（建設型応急住宅） P.529 災害救助法様式 4-2（賃貸型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（賃貸型応急住宅） P.530 災害救助法様式 5 炊き出し給与状況 P.531 災害救助法様式 6 飲料水の供給簿 P.532 災害救助法様式 7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況 P.533 災害救助法様式 8 救護班活動状況 P.534 災害救助法様式 9 病院診療所医療実施状況 P.535 災害救助法様式 10 助産台帳 P.536 災害救助法様式 11 被災者救出状況記録簿 P.537 災害救助法様式 12-1 <u>福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置以外） P.545</u> 災害救助法様式 12-2 <u>福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置） P.546</u> <u>災害救助法様式 12-3 福祉避難所の設置状況 P.547</u> 災害救助法様式 <u>13-1</u> 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）記録簿 P.538 災害救助法様式 <u>13-2</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）記録簿 P.539 災害救助法様式 <u>14</u> 生業資金貸付台帳 P.540 災害救助法様式 <u>15</u> 学用品の給与状況 P.541 災害救助法様式 <u>16</u> 埋葬台帳 P.542 災害救助法様式 <u>17</u> 死体処理台帳 P.543 災害救助法様式 <u>18</u> 障害物除去の状況 P.544 災害救助法様式 <u>19①-1</u> おそれ段階における輸送記録簿 P.545 災害救助法様式様式 <u>19①-2</u> 輸送記録簿（おそれ段階における輸送費を除く） P.546 災害救助法様式 <u>19②-1</u> おそれ段階における賃金職員雇上台帳 P.547 災害救助法様式 <u>19②-2</u> 賃金職員雇上台帳（おそれ段階における賃金職員雇上費を除く） P.548 災害救助法様式 <u>20</u> （1）令第4条第1号から第 <u>5</u> 号までに規定する者の従事状況 P.549 災害救助法様式 <u>21</u> （2）令第4条第 <u>6</u> 号から第 <u>11</u> 号までに規定する者の従事状況 P.550 災害救助法様式 <u>22</u> （3）扶助金の支給状況 P.551 災害救助法様式 <u>23</u> （4）損失補償費の状況 P.552 災害救助法様式 <u>24</u> 法第19条の補償費の状況 P.553 災害救助法様式 <u>25①</u> 救助事務費の状況 P.556 災害救助法様式 <u>25②</u> 救助事務費調査票 P.557	災害救助法様式 1 災害救助費概算額調 P.524 災害救助法様式 2 災害救助基金報告書 P.525 災害救助法様式 3-1 おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況 P.526 災害救助法様式 3-2 避難所設置及び避難生活状況 P.527 災害救助法様式 4-1①（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅） P.528 災害救助法様式 4-1②（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（その2）（建設型応急住宅） P.529 災害救助法様式 4-2（賃貸型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（賃貸型応急住宅） P.530 災害救助法様式 5 炊き出し給与状況 P.531 災害救助法様式 6 飲料水の供給簿 P.532 災害救助法様式 7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況 P.533 災害救助法様式 8 救護班活動状況 P.534 災害救助法様式 9 病院診療所医療実施状況 P.535 災害救助法様式 10 助産台帳 P.536 災害救助法様式 11 被災者救出状況記録簿 P.537 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 災害救助法様式 <u>12-1</u> 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）記録簿 P.538 災害救助法様式 <u>12-1</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）記録簿 P.539 災害救助法様式 <u>13</u> 生業資金貸付台帳 P.540 災害救助法様式 <u>14</u> 学用品の給与状況 P.541 災害救助法様式 <u>15</u> 埋葬台帳 P.542 災害救助法様式 <u>16</u> 死体処理台帳 P.543 災害救助法様式 <u>17</u> 障害物除去の状況 P.544 災害救助法様式 <u>18①-1</u> おそれ段階における輸送記録簿 P.545 災害救助法様式 <u>18①-1</u> 輸送記録簿（おそれ段階における輸送費を除く） P.546 災害救助法様式 <u>18②-1</u> おそれ段階における賃金職員雇上台帳 P.547 災害救助法様式 <u>18②-2</u> 賃金職員雇上台帳（おそれ段階における賃金職員雇上費を除く） P.548 災害救助法様式 <u>19</u> （1）令第4条第1号から第 <u>4</u> 号までに規定する者の従事状況 P.549 災害救助法様式 <u>20</u> （2）令第4条第 <u>5</u> 号から第 <u>10</u> 号までに規定する者の従事状況 P.550 災害救助法様式 <u>21</u> （3）扶助金の支給状況 P.551 災害救助法様式 <u>22</u> （4）損失補償費の状況 P.552 災害救助法様式 <u>23</u> 法第19条の補償費の状況 P.553 災害救助法様式 <u>24①</u> 救助事務費の状況 P.556 災害救助法様式 <u>24②</u> 救助事務費調査票 P.557	

P	節項	修正後	修正前	修正理由																														
		災害救助法様式 25③ 時間外（休日、夜間含）勤務手当、旅費明細書 P.558 災害救助法様式 25④ 救護班活動状況（総括表） P.559 災害救助法様式 25⑤ 救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社に勤務する者） P.560 災害救助法様式 25⑥ 救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者） P.561 災害救助法様式 25⑦ DMAT(DPAT)活動時間調査票 P.562 災害救助法様式 25⑧ 救助事務費明細書（その他費用） P.563	災害救助法様式 24③ 時間外（休日、夜間含）勤務手当、旅費明細書 P.558 災害救助法様式 24④ 救護班活動状況（総括表） P.559 災害救助法様式 24⑤ 救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社に勤務する者） P.560 災害救助法様式 24⑥ 救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者） P.561 災害救助法様式 24⑦ DMAT(DPAT)活動時間調査票 P.562 災害救助法様式 24⑧ 救助事務費明細書（その他費用） P.563																															
第4章 いのちを守る																																		
143	第6節 消火活動	2 主な連携先となる関係機関等と役割 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団</td> <td>火災の警戒防御</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織等</td> <td>初期消火活動</td> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊</td> <td>消火活動支援</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>防災ヘリコプターの派遣</td> </tr> <tr> <td>伊勢警察署</td> <td>交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td>伊勢生コンクリート協同組合</td> <td>消防用水の供給</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>消火活動支援</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	消防団	火災の警戒防御	自主防災組織等	初期消火活動	緊急消防援助隊	消火活動支援	三重県	防災ヘリコプターの派遣	伊勢警察署	交通規制の実施	伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給	自衛隊	消火活動支援	2 主な連携先となる関係機関等と役割 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団</td> <td>火災の警戒防御</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織等</td> <td>初期消火活動</td> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊</td> <td>消火活動支援</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>防災ヘリコプターの派遣</td> </tr> <tr> <td>伊勢警察署</td> <td>交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td>伊勢生コンクリート協同組合</td> <td>消防用水の供給</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	消防団	火災の警戒防御	自主防災組織等	初期消火活動	緊急消防援助隊	消火活動支援	三重県	防災ヘリコプターの派遣	伊勢警察署	交通規制の実施	伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給	社名変更
連携先	役割																																	
消防団	火災の警戒防御																																	
自主防災組織等	初期消火活動																																	
緊急消防援助隊	消火活動支援																																	
三重県	防災ヘリコプターの派遣																																	
伊勢警察署	交通規制の実施																																	
伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給																																	
自衛隊	消火活動支援																																	
連携先	役割																																	
消防団	火災の警戒防御																																	
自主防災組織等	初期消火活動																																	
緊急消防援助隊	消火活動支援																																	
三重県	防災ヘリコプターの派遣																																	
伊勢警察署	交通規制の実施																																	
伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給																																	
150	第12節 ライフライン施設の応急復旧	2 主な連携先となる関係機関等と役割 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT西日本(株)</td> <td>応急復旧工事の実施</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	NTT西日本 (株)	応急復旧工事の実施	2 主な連携先となる関係機関等と役割 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話</td> <td>応急復旧工事の実施</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	西日本 電 信 電 話	応急復旧工事の実施	社名変更																						
連携先	役割																																	
NTT西日本 (株)	応急復旧工事の実施																																	
連携先	役割																																	
西日本 電 信 電 話	応急復旧工事の実施																																	
151	第13節 危険物施設等の事故対応	1 実施業務 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">5 危険物製造所等の使用の一時停止命令等</td> <td style="width: 25%;">企画チーム、消防チーム</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をします。（消防法第12条の3、基本法第59条）</p>	5 危険物製造所等の使用の一時停止命令等	企画チーム、消防チーム		1 実施業務 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">5 危険物製造所等の使用の一時停止命令等</td> <td style="width: 25%;">企画チーム、消防チーム</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一次停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をします。（消防法第12条の3、基本法第59条）</p>	5 危険物製造所等の使用の一時停止命令等	企画チーム、消防チーム																										
5 危険物製造所等の使用の一時停止命令等	企画チーム、消防チーム																																	
5 危険物製造所等の使用の一時停止命令等	企画チーム、消防チーム																																	

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																																																																																																																						
157	第18節 林野火災への対応	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 2時間</th> <th>2時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 2日</th> <th>2日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 情報の収集及び関係機関への連絡</td> <td>消防チーム</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">乾燥注意報及び強風注意報（暴風警報）が発表、かつ、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。</td> </tr> <tr> <td>2 空中消火基地の選定及び設定</td> <td>消防チーム</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を災害発生場所に合せて設定します。</td> </tr> <tr> <td>3 輸送手段等の確立</td> <td>消防チーム</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。</td> </tr> <tr> <td>4 消防活動の実施</td> <td>消防チーム</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">林野火災が延焼拡大し、市民の皆さまに危険のおそれがある場合に、広報を行うとともに、延焼防止活動を行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県</td> <td>情報収集、空中消火、応援要請</td> </tr> <tr> <td>伊勢警察署</td> <td>避難誘導、資機材搬送の先導</td> </tr> <tr> <td>伊勢生コンクリート協同組合</td> <td>消防用水の供給</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>火災の警戒防衛</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>消火活動支援</td> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊</td> <td>消火活動支援</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 2時間	2時間 ～ 24時間	24時間 ～ 2日	2日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 情報の収集及び関係機関への連絡	消防チーム	■						乾燥注意報及び強風注意報（暴風警報）が発表、かつ、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。								2 空中消火基地の選定及び設定	消防チーム	■						空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を災害発生場所に合せて設定します。								3 輸送手段等の確立	消防チーム	■						資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。								4 消防活動の実施	消防チーム	■						林野火災が延焼拡大し、市民の皆さまに危険のおそれがある場合に、広報を行うとともに、延焼防止活動を行います。								連携先	役割	三重県	情報収集、空中消火、応援要請	伊勢警察署	避難誘導、資機材搬送の先導	伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給	消防団	火災の警戒防衛	自衛隊	消火活動支援	緊急消防援助隊	消火活動支援	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 情報の収集及び関係機関への連絡</td> <td>消防チーム</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。</td> </tr> <tr> <td>2 空中消火基地の選定及び設定</td> <td>消防チーム</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を災害発生場所に合せて設定します。</td> </tr> <tr> <td>3 輸送手段等の確立</td> <td>消防チーム</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。</td> </tr> <tr> <td>4 消防活動の実施</td> <td>消防チーム</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">林野火災が延焼拡大し、市民の皆さまに危険のおそれがある場合に、広報を行うとともに、延焼防止活動を行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県</td> <td>情報収集、空中消火、応援要請</td> </tr> <tr> <td>伊勢警察署</td> <td>避難誘導、資機材搬送の先導</td> </tr> <tr> <td>伊勢生コンクリート協同組合</td> <td>消防用水の供給</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 情報の収集及び関係機関への連絡	消防チーム	■						火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。								2 空中消火基地の選定及び設定	消防チーム	■						空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を災害発生場所に合せて設定します。								3 輸送手段等の確立	消防チーム	■						資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。								4 消防活動の実施	消防チーム	■						林野火災が延焼拡大し、市民の皆さまに危険のおそれがある場合に、広報を行うとともに、延焼防止活動を行います。								連携先	役割	三重県	情報収集、空中消火、応援要請	伊勢警察署	避難誘導、資機材搬送の先導	伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給	
業務内容	担当	発災後 ～ 2時間	2時間 ～ 24時間	24時間 ～ 2日	2日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																			
1 情報の収集及び関係機関への連絡	消防チーム	■																																																																																																																																																																								
乾燥注意報及び強風注意報（暴風警報）が発表、かつ、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。																																																																																																																																																																										
2 空中消火基地の選定及び設定	消防チーム	■																																																																																																																																																																								
空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を災害発生場所に合せて設定します。																																																																																																																																																																										
3 輸送手段等の確立	消防チーム	■																																																																																																																																																																								
資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。																																																																																																																																																																										
4 消防活動の実施	消防チーム	■																																																																																																																																																																								
林野火災が延焼拡大し、市民の皆さまに危険のおそれがある場合に、広報を行うとともに、延焼防止活動を行います。																																																																																																																																																																										
連携先	役割																																																																																																																																																																									
三重県	情報収集、空中消火、応援要請																																																																																																																																																																									
伊勢警察署	避難誘導、資機材搬送の先導																																																																																																																																																																									
伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給																																																																																																																																																																									
消防団	火災の警戒防衛																																																																																																																																																																									
自衛隊	消火活動支援																																																																																																																																																																									
緊急消防援助隊	消火活動支援																																																																																																																																																																									
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																			
1 情報の収集及び関係機関への連絡	消防チーム	■																																																																																																																																																																								
火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。																																																																																																																																																																										
2 空中消火基地の選定及び設定	消防チーム	■																																																																																																																																																																								
空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を災害発生場所に合せて設定します。																																																																																																																																																																										
3 輸送手段等の確立	消防チーム	■																																																																																																																																																																								
資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。																																																																																																																																																																										
4 消防活動の実施	消防チーム	■																																																																																																																																																																								
林野火災が延焼拡大し、市民の皆さまに危険のおそれがある場合に、広報を行うとともに、延焼防止活動を行います。																																																																																																																																																																										
連携先	役割																																																																																																																																																																									
三重県	情報収集、空中消火、応援要請																																																																																																																																																																									
伊勢警察署	避難誘導、資機材搬送の先導																																																																																																																																																																									
伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給																																																																																																																																																																									

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																																																																																																																																
158	第19節 市民、企業等の 資材等を活用す る	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容</td> <td>応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 応急措置を実施するために、緊急の必要がある場合には、対象となる区域内の他人の土地、建物、工作物を一時使用し対応を行います。また、土石、竹木その他の資材等を、使用又は収容し対応を行います。（基本法第64条） </td> </tr> <tr> <td>2 障害物の除去</td> <td>応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 災害を受けた工作物等で、災害応急措置の支障となる物件等については、除去または必要な措置をとります。（基本法第64条） </td> </tr> <tr> <td>3 警察官の代行</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 市の職員がいない現場で、緊急を要する場合や、現場からの要求があった場合には警察官は一時使用、資材等の収容、障害物の除去の権限を代行し実施します。警察官は実施した旨を災害対策本部へ連絡します。（基本法第64条） </td> </tr> <tr> <td>4 県、国による応急処置の代行</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第71条、第78条の2） <u>県、国による代行事務は以下のとおりです。</u> ・警戒区域の設定 ・避難情報の発令 ・応急公用負担（人的・物的） ・障害物の除去 ・情報収集・調査 ・住家の被害認定調査、被災者台帳の作成・整理等の被災者支援事務 </td> </tr> <tr> <td>5 損失補償</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 市や権限の代行により、資産を一時使用した場合等で資産に損失が生じた場合には、その損失を補償します。（基本法第82条） </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム							応急措置を実施するために、緊急の必要がある場合には、対象となる区域内の他人の土地、建物、工作物を一時使用し対応を行います。また、土石、竹木その他の資材等を、使用又は収容し対応を行います。（基本法第64条）								2 障害物の除去	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム							災害を受けた工作物等で、災害応急措置の支障となる物件等については、除去または必要な措置をとります。（基本法第64条）								3 警察官の代行	企画チーム							市の職員がいない現場で、緊急を要する場合や、現場からの要求があった場合には警察官は一時使用、資材等の収容、障害物の除去の権限を代行し実施します。警察官は実施した旨を 災害対策本部 へ連絡します。（基本法第64条）								4 県、国による 応急処置の代行	企画チーム							災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第71条、第78条の2） <u>県、国による代行事務は以下のとおりです。</u> ・警戒区域の設定 ・避難情報の発令 ・応急公用負担（人的・物的） ・障害物の除去 ・情報収集・調査 ・住家の被害認定調査、被災者台帳の作成・整理等の被災者支援事務								5 損失補償	後方支援チーム							市や権限の代行により、資産を一時使用した場合等で資産に損失が生じた場合には、その損失を補償します。（基本法第82条）								<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容</td> <td>応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 応急措置を実施するために、緊急の必要がある場合には、対象となる区域内の他人の土地、建物、工作物を一時使用し対応を行います。また、土石、竹木その他の資材等を、使用又は収容し対応を行います。（基本法第64条） </td> </tr> <tr> <td>2 障害物の除去</td> <td>応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 災害を受けた工作物等で、災害応急措置の支障となる物件等については、除去または必要な措置をとります。（基本法第64条） </td> </tr> <tr> <td>3 警察官の代行</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 市の職員がいない現場で、緊急を要する場合や、現場からの要求があった場合には警察官は一時使用、資材等の収容、障害物の除去の権限を代行し実施します。警察官は実施した旨を災害対策本部へ連絡します。（基本法第64条） </td> </tr> <tr> <td>4 県、国による代行</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第73条、第78条の2） </td> </tr> <tr> <td>5 損失補償</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 市や権限の代行により、資産を一時使用した場合等で資産に損失が生じた場合には、その損失を補償します。（基本法第82条） </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム							応急措置を実施するために、緊急の必要がある場合には、対象となる区域内の他人の土地、建物、工作物を一時使用し対応を行います。また、土石、竹木その他の資材等を、使用又は収容し対応を行います。（基本法第64条）								2 障害物の除去	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム							災害を受けた工作物等で、災害応急措置の支障となる物件等については、除去または必要な措置をとります。（基本法第64条）								3 警察官の代行	企画チーム							市の職員がいない現場で、緊急を要する場合や、現場からの要求があった場合には警察官は一時使用、資材等の収容、障害物の除去の権限を代行し実施します。警察官は実施した旨を 災害対策本部 へ連絡します。（基本法第64条）								4 県、国による代行	企画チーム							災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第73条、第78条の2）								5 損失補償	後方支援チーム							市や権限の代行により、資産を一時使用した場合等で資産に損失が生じた場合には、その損失を補償します。（基本法第82条）								災害対策基本法改正
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																													
1 土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム																																																																																																																																																																																			
応急措置を実施するために、緊急の必要がある場合には、対象となる区域内の他人の土地、建物、工作物を一時使用し対応を行います。また、土石、竹木その他の資材等を、使用又は収容し対応を行います。（基本法第64条）																																																																																																																																																																																				
2 障害物の除去	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム																																																																																																																																																																																			
災害を受けた工作物等で、災害応急措置の支障となる物件等については、除去または必要な措置をとります。（基本法第64条）																																																																																																																																																																																				
3 警察官の代行	企画チーム																																																																																																																																																																																			
市の職員がいない現場で、緊急を要する場合や、現場からの要求があった場合には警察官は一時使用、資材等の収容、障害物の除去の権限を代行し実施します。警察官は実施した旨を 災害対策本部 へ連絡します。（基本法第64条）																																																																																																																																																																																				
4 県、国による 応急処置の代行	企画チーム																																																																																																																																																																																			
災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第71条、第78条の2） <u>県、国による代行事務は以下のとおりです。</u> ・警戒区域の設定 ・避難情報の発令 ・応急公用負担（人的・物的） ・障害物の除去 ・情報収集・調査 ・住家の被害認定調査、被災者台帳の作成・整理等の被災者支援事務																																																																																																																																																																																				
5 損失補償	後方支援チーム																																																																																																																																																																																			
市や権限の代行により、資産を一時使用した場合等で資産に損失が生じた場合には、その損失を補償します。（基本法第82条）																																																																																																																																																																																				
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																													
1 土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム																																																																																																																																																																																			
応急措置を実施するために、緊急の必要がある場合には、対象となる区域内の他人の土地、建物、工作物を一時使用し対応を行います。また、土石、竹木その他の資材等を、使用又は収容し対応を行います。（基本法第64条）																																																																																																																																																																																				
2 障害物の除去	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム																																																																																																																																																																																			
災害を受けた工作物等で、災害応急措置の支障となる物件等については、除去または必要な措置をとります。（基本法第64条）																																																																																																																																																																																				
3 警察官の代行	企画チーム																																																																																																																																																																																			
市の職員がいない現場で、緊急を要する場合や、現場からの要求があった場合には警察官は一時使用、資材等の収容、障害物の除去の権限を代行し実施します。警察官は実施した旨を 災害対策本部 へ連絡します。（基本法第64条）																																																																																																																																																																																				
4 県、国による代行	企画チーム																																																																																																																																																																																			
災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第73条、第78条の2）																																																																																																																																																																																				
5 損失補償	後方支援チーム																																																																																																																																																																																			
市や権限の代行により、資産を一時使用した場合等で資産に損失が生じた場合には、その損失を補償します。（基本法第82条）																																																																																																																																																																																				

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																																																																																
第5章 いのちをつなぐ																																																																																																																																				
161 ～ 162	第1節 避難所運営	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所運営</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、要配慮者への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。 <u>避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。</u> </td> </tr> <tr> <td>2 広域避難・広域一時滞在を行う</td> <td>企画チーム、避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <u>災害発生または災害発生のおそれがある段階で、県内他市町への受け入れについて、当該市町に直接協議し、県へ報告します。他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議します。（基本法61条の4）</u> 市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町等と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。<u>この場合、協議先市町村と被災者に関する情報共有を行います。（基本法第86条の8～第86条の11）</u> </td> </tr> <tr> <td>3 車中泊等対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。 </td> </tr> <tr> <td>4 在宅避難者対策</td> <td>避難所チーム、医療保健チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <u>発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅避難者の安否確認や人命の確保を図ります。</u> <u>また、必要に応じて保健医療サービス・福祉サービスの提供を行います。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄倉庫一覧 P.7 災害時指定避難場所一覧 P.73 福祉避難所 P.82 災害救助法様式3-1 おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況 P.526 災害救助法様式3-2 避難所設置及び避難生活状況 P.527 <u>災害救助法様式12-1 福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置以外） P.545</u> 災害救助法様式 <u>25①</u> 救助事務費の状況 P.556 災害救助法様式 <u>25②</u> 救助事務費調査票 P.557 	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 避難所運営	避難所チーム							避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、 要配慮者 への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。 <u>避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。</u>								2 広域避難・広域一時滞在を行う	企画チーム、避難所チーム							<u>災害発生または災害発生のおそれがある段階で、県内他市町への受け入れについて、当該市町に直接協議し、県へ報告します。他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議します。（基本法61条の4）</u> 市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町等と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。 <u>この場合、協議先市町村と被災者に関する情報共有を行います。（基本法第86条の8～第86条の11）</u>								3 車中泊等対策	避難所チーム							車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。								4 在宅避難者対策	避難所チーム、医療保健チーム							<u>発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅避難者の安否確認や人命の確保を図ります。</u> <u>また、必要に応じて保健医療サービス・福祉サービスの提供を行います。</u>								<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所運営</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、要配慮者への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。 </td> </tr> <tr> <td>2 広域避難を行う</td> <td>企画チーム、避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町等と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。（基本法第86条の2、第86条の8、第86条の9） </td> </tr> <tr> <td>3 車中泊等対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄倉庫一覧 P.7 災害時指定避難場所一覧 P.73 福祉避難所 P.82 災害救助法様式3-1 おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況 P.526 災害救助法様式3-2 避難所設置及び避難生活状況 P.527 <u>（新規）</u> 災害救助法様式 <u>24①</u> 救助事務費の状況 P.556 災害救助法様式 <u>24②</u> 救助事務費調査票 P.557 	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 避難所運営	避難所チーム							避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、 要配慮者 への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。								2 広域避難を行う	企画チーム、避難所チーム							市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町等と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。（基本法第86条の2、第86条の8、第86条の9）								3 車中泊等対策	避難所チーム							車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。								災害対策基本法改正
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																													
1 避難所運営	避難所チーム																																																																																																																																			
避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、 要配慮者 への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。 <u>避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。</u>																																																																																																																																				
2 広域避難・広域一時滞在を行う	企画チーム、避難所チーム																																																																																																																																			
<u>災害発生または災害発生のおそれがある段階で、県内他市町への受け入れについて、当該市町に直接協議し、県へ報告します。他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議します。（基本法61条の4）</u> 市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町等と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。 <u>この場合、協議先市町村と被災者に関する情報共有を行います。（基本法第86条の8～第86条の11）</u>																																																																																																																																				
3 車中泊等対策	避難所チーム																																																																																																																																			
車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。																																																																																																																																				
4 在宅避難者対策	避難所チーム、医療保健チーム																																																																																																																																			
<u>発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅避難者の安否確認や人命の確保を図ります。</u> <u>また、必要に応じて保健医療サービス・福祉サービスの提供を行います。</u>																																																																																																																																				
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																													
1 避難所運営	避難所チーム																																																																																																																																			
避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、 要配慮者 への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。																																																																																																																																				
2 広域避難を行う	企画チーム、避難所チーム																																																																																																																																			
市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町等と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。（基本法第86条の2、第86条の8、第86条の9）																																																																																																																																				
3 車中泊等対策	避難所チーム																																																																																																																																			
車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。																																																																																																																																				

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																																																																																																																
163 ～ 164	第2節 要配慮者対策	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所避難者対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。 </td> </tr> <tr> <td>2 在宅避難者対策</td> <td>避難所チーム、<u>医療保健チーム</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 平時より要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。 <u>また、必要に応じて保健医療サービス・福祉サービスの提供を行います。</u> </td> </tr> <tr> <td>3 福祉避難所</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。 </td> </tr> <tr> <td>4 外国人対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。 </td> </tr> <tr> <td>5 <u>保健医療サービス・福祉サービスの提供</u></td> <td><u>医療保健チーム</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <u>避難者及び在宅避難者に保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行います。（基本法第86条の6、基本法第86条の7、救助法第4条第1項第6号）</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄倉庫一覧 P.7 災害時指定避難場所一覧 P.73 災害救助法様式3 おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況 P.526 災害救助法様式3 避難所設置及び避難生活状況 P.527 <u>災害救助法様式12-1 福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置以外） P.</u> <u>災害救助法様式12-2 福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置） P.</u> <u>災害救助法様式12-3 福祉避難所の設置状況 P.</u> 災害救助法様式 <u>25①</u> 救助事務費の状況 P.556 災害救助法様式 <u>25②</u> 救助事務費調査票 P.557 	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 避難所避難者対策	避難所チーム							災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。								2 在宅避難者対策	避難所チーム、 <u>医療保健チーム</u>							平時より 要配慮者 の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。 <u>また、必要に応じて保健医療サービス・福祉サービスの提供を行います。</u>								3 福祉避難所	避難所チーム							災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な 要配慮者 を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。								4 外国人対策	避難所チーム							言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。								5 <u>保健医療サービス・福祉サービスの提供</u>	<u>医療保健チーム</u>							<u>避難者及び在宅避難者に保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行います。（基本法第86条の6、基本法第86条の7、救助法第4条第1項第6号）</u>								<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所避難者対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。 </td> </tr> <tr> <td>2 在宅避難者対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 平時より要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。 </td> </tr> <tr> <td>3 福祉避難所</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。 </td> </tr> <tr> <td>4 外国人対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄倉庫一覧 P.7 災害時指定避難場所一覧 P.73 災害救助法様式3 おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況 P.526 災害救助法様式3 避難所設置及び避難生活状況 P.527 <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> 災害救助法様式 <u>24①</u> 救助事務費の状況 P.556 災害救助法様式 <u>24②</u> 救助事務費調査票 P.557 	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 避難所避難者対策	避難所チーム							災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。								2 在宅避難者対策	避難所チーム							平時より 要配慮者 の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。								3 福祉避難所	避難所チーム							災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な 要配慮者 を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。								4 外国人対策	避難所チーム							言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。								
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																													
1 避難所避難者対策	避難所チーム																																																																																																																																																																			
災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。																																																																																																																																																																				
2 在宅避難者対策	避難所チーム、 <u>医療保健チーム</u>																																																																																																																																																																			
平時より 要配慮者 の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。 <u>また、必要に応じて保健医療サービス・福祉サービスの提供を行います。</u>																																																																																																																																																																				
3 福祉避難所	避難所チーム																																																																																																																																																																			
災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な 要配慮者 を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。																																																																																																																																																																				
4 外国人対策	避難所チーム																																																																																																																																																																			
言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。																																																																																																																																																																				
5 <u>保健医療サービス・福祉サービスの提供</u>	<u>医療保健チーム</u>																																																																																																																																																																			
<u>避難者及び在宅避難者に保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行います。（基本法第86条の6、基本法第86条の7、救助法第4条第1項第6号）</u>																																																																																																																																																																				
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																													
1 避難所避難者対策	避難所チーム																																																																																																																																																																			
災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。																																																																																																																																																																				
2 在宅避難者対策	避難所チーム																																																																																																																																																																			
平時より 要配慮者 の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。																																																																																																																																																																				
3 福祉避難所	避難所チーム																																																																																																																																																																			
災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な 要配慮者 を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。																																																																																																																																																																				
4 外国人対策	避難所チーム																																																																																																																																																																			
言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。																																																																																																																																																																				

P	節項	修正後								修正前								修正理由				
166	第4節 飲料水等の供給	2 給水活動の実施		上下水道チーム						2 給水活動の実施		上下水道チーム										
		<p>送配水施設、水源施設等の応急復旧等により、<u>市内の医療機関、指定避難所、防災拠点等に対し給水の再開や給水タンク車による運搬給水を実施します。</u></p>								<p>送配水施設、水源施設等の応急復旧等により、<u>市内の拠点場所における給水と避難生活施設や医療機関等への給水タンク車による運搬給水を実施します。</u></p>												
168	第6節 トイレ対策	業務内容		担当		発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容		担当		発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	
		1 トイレ対策の実施		物資チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム							1 トイレ対策の実施		物資チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム									
		<p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。 また<u>下水道流下型の災害用マンホールトイレ</u>については、使用前に下水道管の点検を行います。</p>								<p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。 また<u>災害用マンホールトイレ(下水道流下型)</u>については、使用前に下水道管の点検を行います。</p>												
		2 要配慮者に対する配慮		避難所チーム							2 要配慮者に対する配慮		避難所チーム									
		<p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者用のトイレ利用に配慮します。 段差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。 また、高齢者等要配慮者のトイレ対策のため、自動で排泄物を密封する機器を備蓄します。</p>								<p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者用のトイレ利用に配慮します。 段差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。 また、高齢者等要配慮者のトイレ対策のため、自動で排泄物を密封する機器を備蓄します。</p>												
		3 快適な利用の確保		避難所チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム							3 快適な利用の確保		避難所チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム									
		<p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所にある貯留型の災害用マンホールトイレや仮設トイレの利用状況に応じて、し尿のくみ取りを実施します。また、使用にあたり水が必要となる下水道流下型の災害用マンホールトイレについても、利用状況に応じて水を補給します。 また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の積極配置、女性や子ども、高齢者に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p>								<p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所にある貯留型の災害用マンホールトイレや仮設トイレの利用状況に応じて、し尿のくみ取りを実施します。また、使用にあたり水が必要となる下水道流下型の災害用マンホールトイレについても、利用状況に応じて水を補給します。 また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の積極配置、女性や子ども、高齢者に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p>												
		<p>■災害用マンホールトイレ整備箇所 P.99</p>								<p>■災害用マンホールトイレ整備箇所 P.98</p>												

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																																																																
170	第8節 保健活動	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康調査・健康相談・保健医療サービス、福祉サービスの提供</td> <td>医療保健チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">避難生活が長期になると予想される場合、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて栄養面をはじめとする保健指導及び健康相談を実施します。(基本法第86条の6、基本法第86条の7) また、避難者及び在宅避難者に保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行います。(基本法第86条の6、基本法第86条の7、救助法第4条第1項第6号)</td> </tr> <tr> <td>2 こころのケア</td> <td>教育チーム、医療保健チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、こころのケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災した子どもへのこころのケアに努めます。</td> </tr> <tr> <td>3 臨時予防接種の実施</td> <td>医療保健チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施します。実施にあたっては、在宅避難者を含めて幅広く広報します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	健康調査・健康相談・保健医療サービス、福祉サービスの提供	医療保健チーム							避難生活が長期になると予想される場合、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて栄養面をはじめとする保健指導及び健康相談を実施します。(基本法第86条の6、基本法第86条の7) また、避難者及び在宅避難者に保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行います。(基本法第86条の6、基本法第86条の7、救助法第4条第1項第6号)								2 こころのケア	教育チーム、医療保健チーム							県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、こころのケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災した子どもへのこころのケアに努めます。								3 臨時予防接種の実施	医療保健チーム							県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施します。実施にあたっては、在宅避難者を含めて幅広く広報します。								<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 健康調査・健康相談</td> <td>医療保健チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">避難生活が長期になると予想される場合、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて栄養面をはじめとする保健指導及び健康相談を実施します。(基本法第8条の2)</td> </tr> <tr> <td>2 こころのケア</td> <td>教育チーム、医療保健チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、こころのケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災した子どもへのこころのケアに努めます。</td> </tr> <tr> <td>3 臨時予防接種の実施</td> <td>医療保健チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施します。実施にあたっては、在宅避難者を含めて幅広く広報します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 健康調査・健康相談	医療保健チーム							避難生活が長期になると予想される場合、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて栄養面をはじめとする保健指導及び健康相談を実施します。(基本法第8条の2)								2 こころのケア	教育チーム、医療保健チーム							県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、こころのケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災した子どもへのこころのケアに努めます。								3 臨時予防接種の実施	医療保健チーム							県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施します。実施にあたっては、在宅避難者を含めて幅広く広報します。								災害対策基本法改正
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																													
健康調査・健康相談・保健医療サービス、福祉サービスの提供	医療保健チーム																																																																																																																			
避難生活が長期になると予想される場合、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて栄養面をはじめとする保健指導及び健康相談を実施します。(基本法第86条の6、基本法第86条の7) また、避難者及び在宅避難者に保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行います。(基本法第86条の6、基本法第86条の7、救助法第4条第1項第6号)																																																																																																																				
2 こころのケア	教育チーム、医療保健チーム																																																																																																																			
県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、こころのケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災した子どもへのこころのケアに努めます。																																																																																																																				
3 臨時予防接種の実施	医療保健チーム																																																																																																																			
県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施します。実施にあたっては、在宅避難者を含めて幅広く広報します。																																																																																																																				
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																													
1 健康調査・健康相談	医療保健チーム																																																																																																																			
避難生活が長期になると予想される場合、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて栄養面をはじめとする保健指導及び健康相談を実施します。(基本法第8条の2)																																																																																																																				
2 こころのケア	教育チーム、医療保健チーム																																																																																																																			
県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、こころのケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災した子どもへのこころのケアに努めます。																																																																																																																				
3 臨時予防接種の実施	医療保健チーム																																																																																																																			
県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施します。実施にあたっては、在宅避難者を含めて幅広く広報します。																																																																																																																				
175	第13節 災害ボランティア活動支援	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害ボランティア活動支援</td> <td>生活再建チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害ボランティアセンターを平常時体制から災害時体制に移行し、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。 また、必要に応じて、国に登録された被災者援護協力団体に対し、市災害対策本部を通じて救助業務等への協力依頼を行います。</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策本部からのボランティア要請</td> <td>生活再建チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害対策本部が実施する活動に災害ボランティアの支援が必要な場合には、各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 災害ボランティア活動支援	生活再建チーム							災害ボランティアセンターを平常時体制から災害時体制に移行し、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。 また、必要に応じて、国に登録された被災者援護協力団体に対し、市災害対策本部を通じて救助業務等への協力依頼を行います。								2 災害対策本部からのボランティア要請	生活再建チーム							災害対策本部が実施する活動に災害ボランティアの支援が必要な場合には、各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。								<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害ボランティア活動支援</td> <td>生活再建チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害ボランティアセンターを平常時体制から災害時体制に移行し、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策本部からのボランティア要請</td> <td>生活再建チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害対策本部が実施する活動に災害ボランティアの支援が必要な場合には、各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 災害ボランティア活動支援	生活再建チーム							災害ボランティアセンターを平常時体制から災害時体制に移行し、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。								2 災害対策本部からのボランティア要請	生活再建チーム							災害対策本部が実施する活動に災害ボランティアの支援が必要な場合には、各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。								災害対策基本法改正																																
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																													
1 災害ボランティア活動支援	生活再建チーム																																																																																																																			
災害ボランティアセンターを平常時体制から災害時体制に移行し、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。 また、必要に応じて、国に登録された被災者援護協力団体に対し、市災害対策本部を通じて救助業務等への協力依頼を行います。																																																																																																																				
2 災害対策本部からのボランティア要請	生活再建チーム																																																																																																																			
災害対策本部が実施する活動に災害ボランティアの支援が必要な場合には、各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。																																																																																																																				
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																													
1 災害ボランティア活動支援	生活再建チーム																																																																																																																			
災害ボランティアセンターを平常時体制から災害時体制に移行し、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。																																																																																																																				
2 災害対策本部からのボランティア要請	生活再建チーム																																																																																																																			
災害対策本部が実施する活動に災害ボランティアの支援が必要な場合には、各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。																																																																																																																				

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																																																																																
第6章 再建への足掛かり																																																																																																																																				
176 ～ 177	第1節 住宅応急対策	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応急仮設住宅対応</td> <td>応急復旧チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉の視点に立ちバリアフリー等に配慮した仮設住宅を提供し、管理します。</td> </tr> <tr> <td>2 住宅の応急修理</td> <td>応急復旧チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害によって住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分の応急修理の要請を行います。<u>また、住宅の二次被害を抑える目的での「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を実施します。</u>損傷した公営住宅についても当面の日常生活を営めるよう応急修理を実施します。</td> </tr> <tr> <td>3 ブルーシートの調達・供給</td> <td>避難所チーム、物資チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">避難所等で必要なブルーシートについて、県や協定先、民間事業者等から調達し、搬送します。 なお、被害家屋を自力で応急修理する者の分（個人分）については、防災無線等で周知のうえ、申請を受け付けた避難所において配付します。</td> </tr> <tr> <td>4 住宅関係障害物の除去</td> <td>応急復旧チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"><u>半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者に対し、障害物の除去を実施します。(救助法第4条第1項第11号、救助法施行令第2条第1項第2号)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ☛ 災害救助法様式 4-1①（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅） P.528 災害救助法様式 4-1②（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（その2）（建設型応急住宅） P.529 災害救助法様式 4-2（賃貸型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（賃貸型応急住宅） P.530 災害救助法様式 <u>12-1</u> 住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）記録簿 P.538 災害救助法様式 <u>12-2</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）記録簿 P.539 災害救助法様式 <u>17</u> 障害物除去の状況 P.544 災害救助法様式 <u>24①</u> 救助事務費の状況 P.556 災害救助法様式 <u>24②</u> 救助事務費調査票 P.557 	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 応急仮設住宅対応	応急復旧チーム							家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉の視点に立ちバリアフリー等に配慮した仮設住宅を提供し、管理します。								2 住宅の応急修理	応急復旧チーム							災害によって住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分の応急修理の要請を行います。 <u>また、住宅の二次被害を抑える目的での「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を実施します。</u> 損傷した公営住宅についても当面の日常生活を営めるよう応急修理を実施します。								3 ブルーシートの調達・供給	避難所チーム、物資チーム							避難所等で必要なブルーシートについて、県や協定先、民間事業者等から調達し、搬送します。 なお、被害家屋を自力で応急修理する者の分（個人分）については、防災無線等で周知のうえ、申請を受け付けた避難所において配付します。								4 住宅関係障害物の除去	応急復旧チーム							<u>半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者に対し、障害物の除去を実施します。(救助法第4条第1項第11号、救助法施行令第2条第1項第2号)</u>								<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応急仮設住宅対応</td> <td>応急復旧チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉の視点に立ちバリアフリー等に配慮した仮設住宅を提供し、管理します。</td> </tr> <tr> <td>2 住宅の応急修理</td> <td>応急復旧チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害によって住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分の応急修理の要請を行います。損傷した公営住宅についても当面の日常生活を営めるよう応急修理を実施します。</td> </tr> <tr> <td>3 ブルーシートの調達・供給</td> <td>避難所チーム、物資チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">避難所等で必要なブルーシートについて、県や協定先、民間事業者等から調達し、搬送します。 なお、被害家屋を自力で応急修理する者の分（個人分）については、防災無線等で周知のうえ、申請を受け付けた避難所において配付します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ☛ 災害救助法様式 4-1①（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅） P.528 災害救助法様式 4-1②（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（その2）（建設型応急住宅） P.529 災害救助法様式 4-2（賃貸型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（賃貸型応急住宅） P.530 災害救助法様式 <u>12-1</u> 住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）記録簿 P.538 災害救助法様式 <u>12-2</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）記録簿 P.539 災害救助法様式 <u>17</u> 障害物除去の状況 P.544 災害救助法様式 <u>24①</u> 救助事務費の状況 P.556 災害救助法様式 <u>24②</u> 救助事務費調査票 P.557 	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 応急仮設住宅対応	応急復旧チーム							家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉の視点に立ちバリアフリー等に配慮した仮設住宅を提供し、管理します。								2 住宅の応急修理	応急復旧チーム							災害によって住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分の応急修理の要請を行います。損傷した公営住宅についても当面の日常生活を営めるよう応急修理を実施します。								3 ブルーシートの調達・供給	避難所チーム、物資チーム							避難所等で必要なブルーシートについて、県や協定先、民間事業者等から調達し、搬送します。 なお、被害家屋を自力で応急修理する者の分（個人分）については、防災無線等で周知のうえ、申請を受け付けた避難所において配付します。								災害対策基本法改正
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																													
1 応急仮設住宅対応	応急復旧チーム																																																																																																																																			
家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉の視点に立ちバリアフリー等に配慮した仮設住宅を提供し、管理します。																																																																																																																																				
2 住宅の応急修理	応急復旧チーム																																																																																																																																			
災害によって住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分の応急修理の要請を行います。 <u>また、住宅の二次被害を抑える目的での「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を実施します。</u> 損傷した公営住宅についても当面の日常生活を営めるよう応急修理を実施します。																																																																																																																																				
3 ブルーシートの調達・供給	避難所チーム、物資チーム																																																																																																																																			
避難所等で必要なブルーシートについて、県や協定先、民間事業者等から調達し、搬送します。 なお、被害家屋を自力で応急修理する者の分（個人分）については、防災無線等で周知のうえ、申請を受け付けた避難所において配付します。																																																																																																																																				
4 住宅関係障害物の除去	応急復旧チーム																																																																																																																																			
<u>半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者に対し、障害物の除去を実施します。(救助法第4条第1項第11号、救助法施行令第2条第1項第2号)</u>																																																																																																																																				
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																													
1 応急仮設住宅対応	応急復旧チーム																																																																																																																																			
家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉の視点に立ちバリアフリー等に配慮した仮設住宅を提供し、管理します。																																																																																																																																				
2 住宅の応急修理	応急復旧チーム																																																																																																																																			
災害によって住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分の応急修理の要請を行います。損傷した公営住宅についても当面の日常生活を営めるよう応急修理を実施します。																																																																																																																																				
3 ブルーシートの調達・供給	避難所チーム、物資チーム																																																																																																																																			
避難所等で必要なブルーシートについて、県や協定先、民間事業者等から調達し、搬送します。 なお、被害家屋を自力で応急修理する者の分（個人分）については、防災無線等で周知のうえ、申請を受け付けた避難所において配付します。																																																																																																																																				

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																																
第8章 被災者への生活支援																																																																																				
184	第1節 被災者支援対応	<p>1 実施業務</p> <table border="1" data-bbox="430 352 1498 430"> <tr> <td>7 被災者支援パンフレット</td> <td>情報チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>被災者が「いつもの生活を取り戻すため」に、生活の再建に向けて受けることができる様々な支援について広く周知するため、関係チーム、関係機関と連携しながら、一定の期間ごとに最新の情報を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="430 535 1498 613"> <tr> <td>8 学用品の給与</td> <td>教育チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>被災により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、必要な学用品を給与し、就学を援助します。</p> <table border="1" data-bbox="430 697 1498 774"> <tr> <td>9 災害ケースマネジメントの実施</td> <td>避難所チーム、物資チーム、応急復旧チーム、生活再建チーム、教育チーム、医療保健チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p><u>被災者台帳等を活用し、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施します。</u> <u>（平時は、研修等を実施し、体制の整備を図ります。）</u></p> <p>2 主な連携先となる関係機関等</p> <table border="1" data-bbox="430 997 1498 1192"> <tr> <th colspan="2">連携先（内閣府 災害ケースマネジメントの手引きより）</th> </tr> <tr> <td>保健師、ケアマネジャー、相談支援専門員、社会福祉士（各都道府県社会福祉士会）、民生委員・児童委員、法律関係（弁護士・司法書士等）、ファイナンシャルプランナー、建築士、不動産関係（宅建業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、大家等の団体等）、災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、NPO等、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉法人・社会福祉施設、その他福祉サービス事業者、居住支援法人、建設関係、研究者等有識者</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 災害ケースマネジメント実施における各チームの役割</p> <table border="1" data-bbox="430 1333 1498 1816"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所チーム</td> <td>○避難所の設置・運営 ○災害時の福祉サービスの提供 ○避難行動要支援者等への支援</td> </tr> <tr> <td>医療保健チーム</td> <td>○災害時の医療・保健サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>生活再建チーム</td> <td>○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○罹災証明書の発行 ○災害見舞金等の支給</td> </tr> <tr> <td>応急復旧チーム</td> <td>○仮設住宅の設置 ○住宅再建の支援 ○生業支援</td> </tr> <tr> <td>物資チーム</td> <td>○就業支援</td> </tr> <tr> <td>教育チーム</td> <td>○就学支援</td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>○災害ケースマネジメント実施体制に係る企画・調整（担当部署と連携）</td> </tr> </tbody> </table>	7 被災者支援パンフレット	情報チーム									8 学用品の給与	教育チーム									9 災害ケースマネジメントの実施	避難所チーム、物資チーム、応急復旧チーム、生活再建チーム、教育チーム、医療保健チーム									連携先（内閣府 災害ケースマネジメントの手引きより）		保健師、ケアマネジャー、相談支援専門員、社会福祉士（各都道府県社会福祉士会）、民生委員・児童委員、法律関係（弁護士・司法書士等）、ファイナンシャルプランナー、建築士、不動産関係（宅建業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、大家等の団体等）、災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、NPO等、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉法人・社会福祉施設、その他福祉サービス事業者、居住支援法人、建設関係、研究者等有識者		所属	役割	避難所チーム	○避難所の設置・運営 ○災害時の福祉サービスの提供 ○避難行動要支援者等への支援	医療保健チーム	○災害時の医療・保健サービスの提供	生活再建チーム	○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○罹災証明書の発行 ○災害見舞金等の支給	応急復旧チーム	○仮設住宅の設置 ○住宅再建の支援 ○生業支援	物資チーム	○就業支援	教育チーム	○就学支援	危機管理課	○災害ケースマネジメント実施体制に係る企画・調整（担当部署と連携）	<p>1 実施業務</p> <table border="1" data-bbox="1552 367 2656 445"> <tr> <td>7 被災者支援パンフレット</td> <td>情報チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>被災者が「いつもの生活を取り戻すため」に、生活の再建に向けて受けることができる様々な支援について広く周知するため、関係チーム、関係機関と連携しながら、一定の期間ごとに最新の情報を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="1552 550 2656 627"> <tr> <td>8 学用品の給与</td> <td>教育チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>被災により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、必要な学用品を給与し、就学を援助します。</p> <p>2 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1" data-bbox="1552 991 2656 1201"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県</td> <td>県税の減免措置 再就職の支援</td> </tr> <tr> <td>国税庁</td> <td>国税の減免措置</td> </tr> <tr> <td>郵政、通信、電気、ガス等の事業者</td> <td>料金減免等の措置</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊勢</td> <td>職業斡旋、離職者支援、雇用保険の失業給付</td> </tr> </tbody> </table>	7 被災者支援パンフレット	情報チーム									8 学用品の給与	教育チーム									連携先	役割	三重県	県税の減免措置 再就職の支援	国税庁	国税の減免措置	郵政、通信、電気、ガス等の事業者	料金減免等の措置	ハローワーク伊勢	職業斡旋、離職者支援、雇用保険の失業給付	
7 被災者支援パンフレット	情報チーム																																																																																			
8 学用品の給与	教育チーム																																																																																			
9 災害ケースマネジメントの実施	避難所チーム、物資チーム、応急復旧チーム、生活再建チーム、教育チーム、医療保健チーム																																																																																			
連携先（内閣府 災害ケースマネジメントの手引きより）																																																																																				
保健師、ケアマネジャー、相談支援専門員、社会福祉士（各都道府県社会福祉士会）、民生委員・児童委員、法律関係（弁護士・司法書士等）、ファイナンシャルプランナー、建築士、不動産関係（宅建業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、大家等の団体等）、災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、NPO等、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉法人・社会福祉施設、その他福祉サービス事業者、居住支援法人、建設関係、研究者等有識者																																																																																				
所属	役割																																																																																			
避難所チーム	○避難所の設置・運営 ○災害時の福祉サービスの提供 ○避難行動要支援者等への支援																																																																																			
医療保健チーム	○災害時の医療・保健サービスの提供																																																																																			
生活再建チーム	○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○罹災証明書の発行 ○災害見舞金等の支給																																																																																			
応急復旧チーム	○仮設住宅の設置 ○住宅再建の支援 ○生業支援																																																																																			
物資チーム	○就業支援																																																																																			
教育チーム	○就学支援																																																																																			
危機管理課	○災害ケースマネジメント実施体制に係る企画・調整（担当部署と連携）																																																																																			
7 被災者支援パンフレット	情報チーム																																																																																			
8 学用品の給与	教育チーム																																																																																			
連携先	役割																																																																																			
三重県	県税の減免措置 再就職の支援																																																																																			
国税庁	国税の減免措置																																																																																			
郵政、通信、電気、ガス等の事業者	料金減免等の措置																																																																																			
ハローワーク伊勢	職業斡旋、離職者支援、雇用保険の失業給付																																																																																			

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																
186	第3節 罹災証明書の交付	<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 罹災証明書等の交付</td> <td>生活再建チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>住宅等被害認定調査の結果を受け、<u>固定資産税関連情報や建築確認状況、住民基本台帳等に基づき</u>、罹災台帳を作成します。また、被害を受けた住居者等からの申請により、迅速かつ的確に罹災証明書及び罹災届出証明書を交付します。(基本法第90条の2) また、火災調査の結果を受け、火災被害を受けた住居者等からの申請に対して、罹災証明を発行します。</p>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム、消防チーム							<p>1 実施業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 罹災証明書等の交付</td> <td>生活再建チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>住宅等被害認定調査の結果を受け、罹災台帳を作成します。また、被害を受けた住居者等からの申請により、迅速かつ的確に罹災証明書及び罹災届出証明書を交付します。(基本法第90条の2) また、火災調査の結果を受け、火災被害を受けた住居者等からの申請に対して、罹災証明を発行します。</p>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム、消防チーム							災害対策基本法改正
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																													
1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム、消防チーム																																			
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																													
1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム、消防チーム																																			
第9章 復興に向けた始動																																				
192	第2節 市民生活の復興	<u>第2節</u> 市民生活の復興	<u>2節</u> 市民生活の復興																																	
-	伊勢市地域防災計画の沿革	<p>(略)</p> <p>令和4年度 施策の進展等を踏まえた改訂 令和5年度 防災基本計画・三重県地域防災計画の修正に伴う改訂 令和6年度 令和6年の能登半島地震の教訓を基に改訂 <u>令和7年度 災害対策基本法、災害救助法改正に伴う改訂</u></p>	<p>(略)</p> <p>令和4年度 施策の進展等を踏まえた改訂 令和5年度 防災基本計画・三重県地域防災計画の修正に伴う改訂 令和6年度 令和6年の能登半島地震の教訓を基に改訂</p>																																	